

規制の特例措置の実施状況に関する調査
－平成 17 年度下半期－
(構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査)
結果報告書

平成 17 年 12 月

総務省行政評価局

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 調査結果の概要	2
2 規制の特例措置別の調査結果	7
〔警察庁〕	
(1) 104 公共交通利用促進事業	8
〔金融庁〕	
(1) 302 営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業	12
〔厚生労働省〕	
(1) 910 病院等開設会社による病院等開設事業	17
(2) 927 市町村による狂犬病予防員任命事業	23
(3) 930 サテライト型障害者施設設置事業	27
〔農林水産省〕	
(1) 1007 特定漁港施設運営高度化推進事業	34
(2) 1008 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	38
(3) 1009 自然エネルギー発電事業	42
〔経済産業省〕	
(1) 1140 競輪場の入場料無料化事業	48

第 1 調 査 の 目 的 等

1 目的

この調査は、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）評価委員会からの依頼に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、特区としての利用が低調となっている原因・理由等について調査を行い、本部評価委員会における評価活動に資するため、実施したものである。

2 対象機関等

（1）調査対象機関

警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

（2）関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

（3）調査対象特例措置

規制の特例措置の第 5 次提案募集（募集期間：平成 16 年 6 月 1 日から 30 日）の結果認められた特例措置及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 60 号）により追加された特例措置（12）のうち、特区で実施されていない又は実施数が 1 から 3 で、本部評価委員会から調査の依頼のあった 9 特例措置。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7 局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

4 調査の実施方法

行政評価局及び管区行政評価局が、①特例措置に係る提案を行った地方公共団体等、②特区の認定を受けた地方公共団体、③特例措置のニーズに関する計 42 都道府県の概況調査結果等を基に関連の事業を実施している事業者等を実地に調査。

5 実施時期

平成 17 年 10 月～11 月

第 2 調 査 結 果

1 調査結果の概要

(1) 調査対象とした規制の特例措置

規制の特例措置（以下「特例措置」という。）の第5次提案募集（募集期間：平成16年6月1日から30日）の結果認められた特例措置及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成16年法律第60号）により追加された特例措置(12)のうち、平成17年9月末現在、特区で実施されていない又は実施数が1から3であるもので、本部評価委員会から調査の依頼のあった次の9特例措置を今回の調査対象としている。

調査対象とした特例措置一覧

所管省庁	特例措置番号	特 例 措 置 名	提案数	利用数
警察庁	104	公共交通利用促進事業	1	1
金融庁	302	営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業	2	2
厚生労働省	910	病院等開設会社による病院等開設事業	2	1
	927	市町村による狂犬病予防員任命事業	1	1
	930	サテライト型障害者施設設置事業	2	1
農林水産省	1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	1	1
	1008	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	1	1
	1009	自然エネルギー発電事業	1	1
経済産業省	1140	競輪場の入場料無料化事業	1	2

(注) 1 「提案数」には、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体等の数（複数の団体等の共同提案による場合は1とする。）を計上している。

2 「利用数」には、当該特例措置を利用した特区計画の認定数（複数の団体の共同申請による場合は1とする。）を計上している。

3 利用数は、平成17年11月末現在のものである。なお、9月末現在と変更はない。

(2) 特区としての利用が低調となっている主な原因・理由等

今回、特区としての利用が低調となっている9特例措置について、その原因・理由等を調査した結果、次の3つの分類に整理される。

- ① 特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの（3特例措置）
- ② 特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3特例措置）
- ③ 実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3特例措置）

ア 特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの（3特例措置）

104 「公共交通利用促進事業」（利用数：1）

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等は、調査した市町村等では、本特例措置による協議会と同様の協議会等を設置することにより、各種交通施策の推進に取り組んでおり、本特例措置を利用しなくても、市町村等と都道府県警察が連携を図ることにより同様の事業を実現することが可能であることが考えられる。

910 「病院等開設会社による病院等開設事業」（利用数：1）

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等について、関係者は、①株式会社が開設する病院等は、保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと、②高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要とされることから、病院等の開設を希望する事業者は、当該事業者において確立した医療技術を有し、かつ一定の需要及び波及的利益が見込まれる者に限られることによるとしている。

1008 「家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業」（利用数：1）

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等について、関係者は、①一般的な畜産農家にとっては、経済面や労働力面の余力がなく、昆虫の無償譲与を目的とする昆虫飼育事業を行う者が限られること、②昆虫飼育において家畜排せつ物を利用する方法は一般的ではないことによるとしている。

イ 特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3特例措置）

927 「市町村による狂犬病予防員任命事業」（利用数：1）

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等は、①狂犬病予防員の人件費や犬の抑留所の設置費等を負担してまで犬の抑留に係る事務を行う必要があると考えている市町村が少ないこと、②条例等に基づき市町村職員が自ら又は民間事業者に委託して野犬等の捕獲を実施し、本特例措置と同様の効果を上げていることが考えられる。

930 「サテライト型障害者施設設置事業」(利用数：1)

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等は、①サテライト型施設の設置に当たっては、施設の整備費や運営費が生じるが、一方、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているために収入の増加が見込まれず、施設運営上の支障が生じること、②障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の成立により、障害者施設体系の抜本的な見直しが予定されており、事業者等がその動向を見守っている状況にあることが考えられる。

1009 「自然エネルギー発電事業」(利用数：1)

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等は、本特例措置の対象である風力発電、小水力発電、木質等バイオマス発電、太陽光発電及び地熱発電のうち風力発電以外の発電については、発電施設の規模等からみて、民間事業者が5haを超える国有林野において一般電力事業者への売電を目的とした発電事業を行う可能性はみられないことが考えられる。

また、風力発電事業に係る特例措置の利用が少ない主な原因・理由等について、関係者は、①風力発電事業においては、安定した風に恵まれ、設備コストがかからない土地が適地であるが、国有林野内においては、施設の建設に当たり、立木の伐採を伴う建設用地や取付道路の整備に係る初期投資が多額になる場合が予想されることから適地が少ないこと、②一般電力事業者による風力発電電力の受入容量に制約があるため、事業の見通しが立たない状況にあることよるとしている。

ウ 実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの(3特例措置)

302 「営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業」(利用数：2)

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等は、①本特例措置を利用して発行される第三者発行型前払式証票(発行者以外の第三者に対しても使用できる前払式証票で使用期間が6か月を超えるもの)として地域通貨が流通し、その流通が継続するためには、利用者及び地域通貨の受け皿となる加盟店の協力を得られる環境が整っている必要があるが、このような地域が少ないこと、②いわゆる「地域通貨」(使用期間が6か月以内のもの等)を発行するNPO法人等の多くは、地域通貨の発行の目的を、会員間のボランティア活動等による助け合いや交流促進に限定していること等、その趣旨から、本特例措置を利用して新たに第三者発行型前払式証票として地域通貨を発行しなくとも活動目的が達せられることが考えられる。

1007 「特定漁港施設運営高度化推進事業」(利用数：1)

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等について、関係者は、①漁業協同組合等が漁港管理者から貸付けの対象となる漁港用地を借り受けて、自ら使用する水産関連施設を設置している等のため、民間事業者への貸付けが

可能な用地・施設が少ないこと、②水産業界を取り巻く厳しい環境や、漁業協同組合がそれぞれ地域の実情に応じ水産物の供給体制を構築していることにより、本特例措置を利用して新規事業を行おうとする民間事業者がみられないことなどによるとしている。

1140 「競輪場の入場料無料化事業」(利用数：2)

- ・ 本特例措置の利用が少ない主な原因・理由等について、関係者は、①50円又は100円の入場料の無料化は入場者にとって魅力的ではないこともあり、入場料の無料化による入場者数の増加や車券売上額の増加の効果が望めない又はその効果が明らかでないこと、②競輪事業の収支が悪化している状況においては、競輪施行者にとって、入場料は貴重な収入源であり、その無料化は財政上困難であることによるとしている。

(3) 特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等

関係者等から、特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等がみられた(4特例措置)。

ア 特例措置の内容及び関連するもの(2特例措置)

910 「病院等開設会社による病院等開設事業」

- ・ 株式会社が開設する病院等は、限定された高度な医療を自由診療でしか提供できないため経営が困難である上、当該医療が、医療技術の開発・普及により将来保険診療の対象となった場合には、既存の病院等では保険診療で提供できるのに対し、株式会社が開設する病院等では依然として自由診療としてしか提供できないため、更に経営が成り立たなくなるとの意見がみられた。

930 「サテライト型障害者施設設置事業」

- ・ サテライト型施設の設置に当たっては、施設の整備費や運営費が生じる反面、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているために収入の増加が見込まれず、施設運営上の支障が生じるため、財政基盤の弱い事業者にとっては、国等からの財政支援がない場合、設置することが困難であるとの意見がみられた。

イ 関連する規制に関するもの(2特例措置)

910 「病院等開設会社による病院等開設事業」

- ・ 本特例措置を利用して株式会社が高度美容外科医療の提供を行う病院等を開設する場合、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」第4条(高度な技術を用いて行う美容外科医療に関する基準)第1号の規定に基づき、高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の

医師を1名以上置かなければならないとされているが、この「必要な専門的知識及び経験」については具体的な基準が定められていないため、地方公共団体が病院等の開設許可を与える際の判断に困ることが予想されるとの意見がみられた。

930 「サテライト型障害者施設設置事業」

- 本特例措置では、サテライト型施設を設置する場合、国及び地方公共団体以外の者からの建物の貸与を受けても差し支えないが、この場合においても、施設本体と同様、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない（平屋建てについては、特例措置 915「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」により、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、地方公共団体が安全性を有すると総合的に判断した場合には、当該耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。）。

これについて、関係者から、当該耐火基準及び準耐火基準を満たす建物は公務員住宅の払下物件や社員寮等に限定され、サテライト型施設として貸与を受ける建物の選定に苦勞したことから、市街地におけるサテライト型施設の設置拡大のために、当該耐火基準及び準耐火基準の緩和が望ましいとの意見がみられた。

2 規制の特例措置別の調査結果

特例措置調査結果（104）

特例措置番号		104
特例措置名		公共交通利用促進事業
特例措置の概要		<p>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定に基づき、都道府県警察を管理する都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識等を設置・管理して、道路における交通の規制をすることができる。</p> <p>本特例措置は、地域の実情に応じた公共交通機関等の利用促進を図るため、都道府県警察、地方公共団体、道路管理者等の行政機関、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会（以下「地域参加型協議会」という。）が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき、都道府県警察が交通規制を実施するものである。</p>
提案主体		社団法人岐阜県経済同友会【公共交通特区】
特例措置に係る特区の認定状況		1 件（岐阜市【岐阜市 人と地球にやさしい公共交通利用促進特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	警察庁
	提案主体	社団法人岐阜県経済同友会
	認定申請主体	岐阜市
	ニーズ調査	地方公共団体 25（うち概況調査 18）
	その他	－
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 1 件（社団法人岐阜県経済同友会）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は 1 件（岐阜市）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【岐阜市 人と地球にやさしい公共交通利用促進特区】（岐阜市）</p> <p>（1）認定申請を行った経緯等</p> <p>岐阜市では、近年、バス等の公共交通機関の利用の低迷が続いており、自家用自動車への依存が進んだ結果、岐阜駅周辺から柳ヶ瀬地区までの区間や、市庁舎等の官庁が集積している地区、西岐阜駅周辺及び県庁周辺においては、幹線道路に渋滞が生じている。</p> <p>また、平成 16 年 6 月に岐阜大学医学部及び同付属病院が郊外に移転し、今後、当該地域において、交通量の増加が見込まれ、上記の中心市街地と同様な交通渋滞が予想されている。</p> <p>岐阜市では、このような状況に対し、公共交通機関の利用促進を図るため、これまでに「オムニバスタウン事業（注 1）」（事業年度平成 14 年度から 18 年度）及び「岐阜市総合型交通社会実験（注 2）」（事業年度 15 年度）に基づくバス優先レーンの設置等の</p>		

各種施策を実施しているが、公共交通機関の利用の改善の兆しはみられない。

このため、岐阜市では、地域参加型協議会を組織し、地域住民等の意見も踏まえた公共交通機関等の利用促進を図るための計画を策定し、この計画に基づき岐阜県警察がスムーズに交通規制を実施することを目的として、特区計画の認定申請を行っている。

- (注) 1 オムニバスタウン事業は、バス交通を活用したまちづくりを通じ、暮らしやすい地域の実現を図ることを目的として、平成9年5月、警察庁及び国土交通省が創設したものである。
- 2 岐阜市総合型交通社会実験は、公共交通が便利で使いやすいまちにすること目標として、岐阜市が平成15年10月14日から11月28日の間実施したものであり、当該期間中、バス優先レーン実験や路面電車実験（路面電車軌道敷内通行不可実験等）が実施されている。

(2) 実施されている事業の内容等

岐阜市は、平成17年8月10日、「岐阜市公共交通利用促進地域協議会要綱」を策定し、同要綱に基づき、岐阜県警察、岐阜市、道路管理者等の行政機関、地域住民、バス・タクシー事業者等の代表、一般の道路利用者の代表、交通工学等に関する学識経験者で構成する「岐阜市公共交通利用促進地域協議会」（以下「岐阜市地域協議会」という。）を設置している。

岐阜市地域協議会においては、上記要綱により、①公共交通利用促進計画の策定、②交通規制についての方針の作成、③交通規制実施後の進ちょく管理を行うこととされており、同協議会は、平成17年10月までに2回（平成17年8月10日及び9月28日）開催されている。

岐阜市は、今後、岐阜市地域協議会を月1回の頻度で開催し、遅くとも平成18年3月末までには公共交通利用促進計画を策定し、18年度から順次実施可能な施策を実行に移したいとしている。

(3) 要件・手続等に関する意見等

要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況 該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、19都道府県（特区窓口等）に対して、本特例措置の利用を予定している市町村等の状況について照会した結果、利用を予定しているものはみられなかった。

このため、都道府県等の情報を基に、官民の協議会等を設置するなどにより交通規制を含む事業を実施又は実施を予定している7地方公共団体（1府6市）を選定し、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、以下のとおり、本特例措置の認定を受けるまでもなく官民の協議会等の協議により各種交通施策に取り組んでいるものがみられる。

(札幌市)

札幌市では、平成14年度に、北海道警察、札幌市、道路管理者等の行政機関、バス・

ハイヤー事業者等の団体、有識者等で構成される「さっぽろ都心交通検討会」を設立し、16年11月に「さっぽろ都心交通計画」を策定している。

同交通計画においては、①公共交通を軸とした交通システムの充実、②適正な自動車利用等による交通の円滑化、③道路空間の再配分による都心再生の具体化、④都心交通の円滑化のための社会実験の継続と市民との協働によるプロジェクトの展開を基本方針として各種の施策の展開を図ることとされており、札幌市では、平成17年度に、同交通計画に基づき、バスの定時性確保等円滑な都心交通の実現などを目的として、北海道警察、札幌市、地域住民、バス・ハイヤー事業者等の団体等で構成される「平成17年度都心交通社会実験実行委員会」及び「すすきの地区交通計画策定協議会」を設置し、各種交通規制を含む社会実験を実施している。

札幌市では、これらの委員会等において、交通規制を含む計画を策定し、本特例措置と同様の効果を実現することが可能であり、その方法で支障はないため、現在のところ本特例措置の利用の予定はないとしている。

(仙台市)

仙台市では、平成11年7月に策定した「アクセス30分構想推進計画」により公共交通機関を中心とした利便性の高い交通体系の形成を目指しており、当該計画を具体化するため、13年3月にオムニバスタウン計画を作成し、14年3月にオムニバスタウンの指定を受けている。仙台市では、オムニバスタウン計画の策定に当たり、宮城県警察、仙台市、道路管理者等の行政機関、バス事業者等で構成される準備会及び計画策定協議会を設置し、これら協議会等の構成機関の協力を得て、公共車両優先システム（PTPS）（注）の導入、バス専用レーンの設置等に取り組んでいる。

（注）公共車両優先システムは、路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、所要時間表示等をリアルタイムで行うシステムである。

また、仙台市では、平成14年3月、オムニバスタウンの推進及びその他公共交通機関の利用促進に係る各種施策を円滑かつ効果的に実施するため、宮城県警察、仙台市、道路管理者等の行政機関、バス事業者、その団体等で構成される「公共交通利用促進検討会」を設置し、同検討会において必要な協議及び調整を行っていることから、本特例措置を利用することは考えていないとしている。

(浜松市)

浜松市では、平成12年11月、交通政策を総合的に推進するための施策を協議し、市長に提言することを目的として、「浜松21世紀都市交通会議」を設置している。

本会議は、静岡県警察、浜松市、道路管理者等の行政機関、タクシー事業者の団体、学識経験者等で構成され、公共交通利用促進に係る施策等についても協議が行われている。

浜松市では、平成17年度以降、本会議において、「浜松市総合交通計画」を策定することとしているが、本会議が本特例措置により設置される地域参加型協議会に類似しているとして、本特例措置の利用は考えていないとしている。

(大阪府)

大阪府では、交通政策を行う上で、大阪府警察と連携を取りながら、社会実験を毎年実施している。また、大阪府では、平成 12 年 3 月に、大阪府警察、大阪府、バス事業者の団体、有識者等で構成される「大阪交通需要マネジメント推進会議」を設立し、自動車交通から公共交通機関への転換を図るための施策に取り組んでおり、公共交通機関の利用の促進について成果が上がっていることから、本特例措置の利用の予定はないとしている。

(大阪市)

大阪市では、公共交通機関の利用を促進するための協議会等は設置していないが、適宜大阪府警察等関係機関と協議を行いながら各種交通施策に取り組んでおり、バス優先レーンの設置等バス優先化対策に関して一定の効果が得られていることから、本特例措置の利用の予定はないとしている。

(奈良市)

奈良市では、公共交通機関の利用を促進するための協議会等は設置していないが、適宜奈良県警察等関係機関と協議を行いながら各種交通施策に取り組んでおり、過去、バス利用者からの要望を契機に、奈良県警察、奈良県、バス利用者、バス事業者等の協議により、幹線道路及びバスターミナルにおいて一般車両の進入を一定時間禁止する交通規制を実施した例もあるなど、特に本特例措置を利用しなくても成果が上がっているため、本特例措置の利用の予定はないとしている。

(広島市)

広島市では、過去、広島県警察、広島市、道路管理者、公共交通事業者等で構成される協議会等により、バス専用・優先レーンの導入や公共車両優先システム（PTPS）の導入等の交通規制を伴う公共交通機関の利用を促進するための施策を実施している。

また、そのような協議会を設置するまでもなく、必要に応じて広島県警察や公共交通事業者等と連携し、交通規制や公共交通機関の利用促進を検討している。

広島市では、このように、広島県警察を含め、道路管理者や公共交通事業者等と連携し、交通規制や公共交通機関の利用を促進するための対策を講じていることから、本特例措置の利用の予定はないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等は、本特例措置を利用しなくても市町村等と都道府県警察が連携を図ることにより、本特例措置による事業と同様の事業を実現することが可能であることが考えられる。

特例措置調査結果（302）

特 例 措 置 番 号	302	
特 例 措 置 名	営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業	
特 例 措 置 の 概 要	<p>前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第92号。以下「前払式証券法」という。）においては、第三者発行型前払式証券（発行者以外の第三者に対しても使用できる前払式証券）の発行に当たり、発行者である法人が事前登録をすることが必要とされており、登録申請に際して資本要件（資本又は出資の額が1億円（使用できる範囲が限定されているときは、1,000万円）以上、かつ、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の100分の90以上）等の要件が課されている。</p> <p>なお、使用期間が6か月を超えない前払式証券は、前払式証券法の適用を受けない。</p> <p>本特例措置は、地方公共団体が、以下に掲げる要件を満たす特区計画の認定を受けた場合には、当該特区計画に特定事業の実施主体として定められた者に対して、前払式証券法の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととするものである。</p> <p>① 営利を目的としない法人が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、特区における地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること。</p> <p>② 地方公共団体が、発行者である営利を目的としない法人の財務内容の健全性や資金の管理方法等について、購入者保護の観点から適正であると認めて、特区計画に具体的に記載していること。</p>	
提 案 主 体	<p>① 大阪府・おおさか元気ネットワーク【大阪元気コミュニティ創造特区】</p> <p>② 北九州市【北九州市地域通貨特区】</p>	
特 例 措 置 に 係 る 特 区 の 認 定 状 況	2件（①大阪府・吹田市・寝屋川市【大阪元気コミュニティ創造特区】、②北九州市【北九州市地域通貨特区】）	
調 査 対 象 機 関	規 制 所 管 省 庁	金融庁
	提 案 主 体	大阪府・おおさか元気ネットワーク、北九州市
	認 定 申 請 主 体	大阪府・吹田市・寝屋川市、北九州市
	ニ ー ズ 調 査	地方公共団体 24（うち概況調査 22）、商工会議所 2、特定非営利活動法人 2、任意団体 2
	そ の 他	財団法人 1、特定非営利活動法人 1
調 査 結 果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は2件（大阪府・おおさか元気ネットワーク、北九州市）であり、本特例措置を利用した特区計画の認定件数は2件（大阪府・吹田市・寝屋川市、北九州市）</p>		

である。

2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

(1) 実施されている事業の内容等

【大阪元気コミュニティ創造特区】（大阪府）

ア 提案及び認定申請を行った経緯

大阪府は、平成 15 年度から、大阪の地域社会におけるコミュニティ活動を支援する「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」を実施している。大阪府は、同プロジェクトの一環として、平成 16 年 4 月、地域通貨を利用する取組として「『地域通貨で行う人・地域のつながりづくり』事業」を公募し、その結果、吹田市に所在する特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）である「友一友」、寝屋川市に所在する NPO 法人である「地域通貨ねやがわ」等が同事業の実施主体に選定された。

前払式証票法により、使用期間が 6 か月を超える第三者発行型前払式証票の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ行ってはならないこととされ、その登録に当たって、使用できる範囲が限定されているときは 1,000 万円以上（通常は 1 億円以上）の財産的基礎を有すること等が必要とされている。財政基盤の脆弱な NPO 法人等は、財産的基礎を満たすことが困難であり、使用期間が 6 か月を超えない地域通貨を発行することとなるが、その場合、地域通貨を 6 か月ごとに発行し直すことが必要となることから発行コストがかさむ問題があった。

このため、大阪府は、「大阪府社会起業家育成支援プロジェクト」の運営主体である「おおさか元気ネットワーク」と共同で、平成 16 年 6 月、本特例措置に係る提案を行い、同年 9 月、本特例措置が決定された。

その後、大阪府は、吹田市及び寝屋川市と共同で、平成 17 年 1 月、本特例措置を利用した特区計画の認定申請を行い、同年 3 月に特区の認定を受けた。

イ 事業の実施状況等

友一友及び地域通貨ねやがわは、各々、本特例措置を利用して、使用期間が 6 か月を超え前払式証票法上の第三者発行型前払式証票に該当することとなる地域通貨（以下「第三者発行型地域通貨」という。）の発行を平成 17 年 6 月から実施している。友一友及び地域通貨ねやがわは、当該地域通貨に使用期間を設けていない。

平成 17 年 6 月から同年 9 月末までの期間において、友一友は約 75 万円相当、地域通貨ねやがわは約 40 万円相当の第三者発行型地域通貨を発行している。

【北九州市地域通貨特区】（北九州市）

ア 提案及び認定申請を行った経緯

北九州市は、市政の基本構想である「北九州市ルネッサンス構想」における「市民が主体のまちづくり」の取組の一環として、市民参画の下、特定非営利活動やボランティア活動等の市民レベルの活動との協働の推進を図ることとしており、同構想に基づき、市民主体のまちづくりの手段として地域通貨の導入を検討することとし、平成 16 年 3 月、北九州市八幡西区折尾地区を地域通貨導入促進モデル地区に選定した。

これを受けて、同地区において市民団体が地域通貨を発行することとなり、平成

16年5月から6月にかけて第1回目の地域通貨流通実験が行われ、また、16年9月から17年1月にかけて第2回目の地域通貨流通実験が行われた。北九州市は、2度にわたる地域通貨流通実験により、地域通貨がコミュニティの再生、ボランティア活動の推進及び地域経済の活性化に有効であることが明らかになったとして、平成17年度からの地域通貨の本格的な流通を目指すこととした。

なお、第三者発行型前払式証票の発行については、前述の大阪元気コミュニティ創造特区と同様の問題があるため、北九州市は、平成16年6月、本特例措置に係る提案を行い、同年9月、本特例措置が決定された。

その後、北九州市は、平成17年1月、本特例措置を利用した特区計画の認定申請を行い、同年3月に特区の認定を受けた。

イ 事業の実施状況等

北九州市八幡西区折尾地区に所在するNPO法人である「地域通貨オリオン委員会」は、本特例措置を利用した第三者発行型地域通貨の発行を平成17年5月から実施している。同法人は、当該地域通貨の使用期間を、当面、平成18年2月末までの約10か月間としている。

地域通貨オリオン委員会は、平成17年5月から同年8月末までの期間において、約98万円相当の第三者発行型地域通貨を発行している。

(2) 要件・手続等に関する意見等

要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況

該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、23都道府県（特区窓口等）に対して、本特例措置の利用を予定しているNPO法人等の状況について照会した結果、利用を予定しているところはみられなかった。

また、上記3団体以外に、現在地域通貨を発行し、又は過去において地域通貨を発行したことがある2商工会議所、2NPO法人及び2任意団体並びに前払式証票法に係る規制の特例措置を提案したことがある2地方公共団体に対して本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、いずれも利用する予定はないとしている。

関係者の主な意見は、次のとおりである。

[地方公共団体]

(東京都世田谷区)

世田谷区は、平成17年10月現在、区内において4団体が、地域貢献活動に参加した者に無償で発行されるなどの対価性がなく、第三者発行型地域通貨には該当しない地域通貨を発行しているとしている。

これらの地域通貨は、区域内の一部の加盟店において割引券として使用できるものや、依頼したボランティア活動の対価として使用できるものもある。

このように、世田谷区内で発行される地域通貨は、発行方法や使用方法からみて、専ら地域貢献活動への参加、交流の促進という役割を重視する観点から発行されているものであり、世田谷区は、今後、新たに第三者発行型地域通貨が発行される可能性は低いとしている。

[商工会議所]

(長野県内の商工会議所)

同商工会議所は、過去2回、使用期間が6か月以下である地域通貨を発行したことがあるが、第三者発行型地域通貨の発行について、当地においては運営主体となるNPO法人等が存在していないことのほか、関係機関、団体等の協力はもとより、同意する加盟店（同商工会議所が発行した際の加盟店数は、第1回目及び第2回目とも約200店）の協力がなければ実行が困難であることから、現時点では、NPO法人等が本特例措置を利用する見込みはないとしている。

(愛知県内の商工会議所)

同商工会議所は、過去1回、使用期間が6か月以下である地域通貨を発行したことがあるが、参加者の中には使用期間の延長等を求める声もあった。しかし、地域通貨の使用期間が6か月を超えると、当該地域通貨は第三者発行型地域通貨に該当し、前払式証票法の適用を受けることとなる。

前払式証票法施行規則（平成2年大蔵省令第33号）第11条の3の規定により、商工会議所には資本要件が課されないものの、前払式証票法第13条の規定により、発行した第三者発行型地域通貨の未使用残高が、同法で定められた時点において1,000万円を超える場合、地域通貨発行者は、当該残高の2分の1以上の金額を供託しなければならないことから、資金力のない小規模な団体では対応できない。そのため、同商工会議所では、前払式証票法の適用除外となる使用期間を、現在の6か月よりも延長してほしいとしている。

[NPO法人]

(千葉県内のNPO法人)

同法人は、会員間の助け合い活動でのみ使用することができる地域通貨を発行しているが、同法人は、本特例措置により、NPO法人等による第三者発行型地域通貨の発行が容易になったので、仮に、商店街の協力が得られるのであれば、現在発行している地域通貨とは別のシステムとして、新たに第三者発行型地域通貨を発行することも検討したいとしている。

しかし、同法人は、①現在発行している地域通貨だけでも同法人の事務量が多く、これ以上、事務量が増加すると、同法人の体制では処理しきれなくなること、②現在発行している地域通貨を導入する際、地域通貨を商店街での買い物にも利用できるようにするため、地元商店街に参加を呼び掛けたが、商店街の反応が鈍く、結局、商店街の参加が得られなかった経緯があることから、本特例措置を利用して新たに第三者発行型地域通貨を発行することは難しいとしている。

(北海道内のNPO法人)

同法人は、相互助け合い精神の円滑な橋渡しを支援するための道具として、会員間の助け合い的なサービス(家事援助等)を行う際に使用する地域通貨を発行しており、本特例措置を利用して新たに第三者発行型地域通貨を発行する予定はないとしている。

[任意団体]

(青森県内の任意団体)

同団体は、会員に対して地域通貨を発行しているが、当該地域通貨は、会員間の福祉、子育て等の場面での手助けや支援等、市場では評価しにくい種々のサービスに使用するものであり、現金との交換や商品の購入はできず、対価性がない上、会員登録の際に協力金を拠出していない会員に対しても発行されている。同団体は、今後、NPO法人化や、地域通貨に対価性を持たせるなどの意思がないことから、本特例措置の利用予定はないとしている。

また、同団体は、全国的にみても、NPO法人等で、対価性のある地域通貨を発行し、本特例措置を利用することとなり得る団体はそれほど多くないと思われるとしている。

(東京都内の任意団体)

同団体は、過去2回、使用期間が6か月以下である地域通貨を発行したことがあり、将来的には、NPO法人の認証を受けた上で本特例措置を利用して第三者発行型地域通貨を発行したいとしているが、地域通貨の運営経費の確保等の問題があることから、具体的な見通しは立っていないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等は、以下のとおりと考えられる。

- ① 第三者発行型地域通貨が流通し、その流通が継続するためには、当該地域通貨を利用する事業への参加について、利用者及び地域通貨の受け皿となる加盟店の協力を得られることが必要であるが、このような環境が整っている地域が少ないこと。
- ② 現在、いわゆる「地域通貨」(使用期間が6か月以内のもの等)を発行するNPO法人等の多くは、地域通貨の発行の目的を、本特例措置の要件の一つである「地域経済の活性化」でなく、ボランティア活動等による助け合いや交流促進としているため、その趣旨から、本特例措置を利用して新たに第三者発行型地域通貨を発行しなくとも活動目的が達せられるとしていること。

なお、当該NPO法人等は、財政的・体制的な基盤を整備することが困難であり、新たに第三者発行型地域通貨を発行する考えはないとしていること。

特例措置調査結果（910）

特 例 措 置 番 号	910	
特 例 措 置 名	病院等開設会社による病院等開設事業	
特 例 措 置 の 概 要	<p>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条においては、営利を目的とする者には病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設許可を与えないことができるとし、また、同法第 54 条においては、剰余金の配当を禁止するなど、医療事業の非営利性を前提としており、従来株式会社による病院等の開設は認められていない。</p> <p>本特例措置は、株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することを認めるものである。ただし、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院等は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）等医療保険各法による保険医療機関の指定等は受けられない。</p> <p>本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等が特区において提供することのできる高度な医療は、倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる高度な技術を用いて行う医療で、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）</p> <p>② 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）</p> <p>③ 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）</p> <p>④ 高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）</p> <p>⑤ 提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）</p> <p>⑥ その他これらに類するもの</p>	
提 案 主 体	<p>①長野県【株式会社医療参入特区】</p> <p>②株式会社インフォート【検診病院特区】</p>	
特 例 措 置 に 係 る 特 区 の 認 定 状 況	1 件（神奈川県【かながわバイオ医療産業特区】）	
調 査 対 象 機 関	規制所管省庁	厚生労働省
	提 案 主 体	長野県
	認 定 申 請 主 体	神奈川県
	ニ ー ズ 調 査	地方公共団体 26（うち概況調査 23）、病院 6、民間事業者 2
	そ の 他	横浜市、株式会社バイオマスター

調査結果

1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 11 月末現在）

本特例措置に係る提案は 2 件（長野県、株式会社インフォート）であるが、本特例措置を利用した特区計画の認定件数は 1 件（神奈川県）である。

2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

【かながわバイオ医療産業特区】

（1）認定申請を行った経緯等

神奈川県は、平成 16 年 12 月に、株式会社バイオマスター（以下「(株) バイオマスター」という。）から本特例措置を利用した特区計画の申請の要請を受け、17 年 5 月に本特例措置を利用した「かながわバイオ医療産業特区」の認定申請を行い、同年 7 月 19 日に認定を受けている。

当該特区では、(株) バイオマスターが、高度美容外科医療を専門に提供する診療所を横浜市内に開設することとしている。

(株) バイオマスターが開設する診療所において提供される高度美容外科医療は、「脂肪由来幹細胞を用いた軟部組織増大術」であり、当該施術は患者本人の腹部や大腿部から採取された吸引脂肪から幹細胞を抽出し、抽出した幹細胞と吸引脂肪との混合物を、胸部や顔部等に自家移植することにより軟部組織の増大を図るものであり、しわ取りや豊胸目的の治療に加え、顔面陥没や乳がんが原因で切除された乳房の再建等の治療にも活用できるものであるとしている。

（注） 脂肪由来幹細胞とは、脂肪組織に存在する幹細胞のことで、幹細胞は体の様々な細胞に分化する能力を有することから、自家脂肪を移植する際に混合すると血管新生作用が強化され脂肪の定着を促進する効果があるとされている。

神奈川県では、株式会社による高度美容外科医療を提供する診療所の開設により、多様な医療ニーズへの対応が可能となり県民の健康福祉の増進が図られるとしており、また、株式会社の資金調達力をいかした新たな研究開発への投資促進、研究成果の医療現場での早期導入等、関連産業の振興が図られ、民間主導による地域産業の活性化を促進することが期待できるとしている。

（2）実施されている事業の内容等

(株) バイオマスターでは、平成 18 年 7 月、横浜市内に診療所を開設することを予定しており、現在、その開設に向けて、具体的な開設場所の選定、医療法第 7 条第 1 項の規定に基づき開設許可を行う横浜市と開設許可申請についての事前相談等の開設に向けた準備を進めているところであるとしている。

(株) バイオマスターでは、本特例措置の利用により、これまで大学病院等との共同研究により技術を培ってきた脂肪由来幹細胞を活用した高度美容外科医療について、自ら開設する診療所において提供することが可能となり、次のような効果が期待されるとしている。

① 診療所における高度美容外科医療の提供による利益に加え、脂肪由来幹細胞を用いた治療法の一般化が図られることにより、脂肪由来幹細胞関連技術用の機器の製造・

加工、研究用試薬など、(株)バイオマスターが実施している関連事業への発注増といった波及的な利益が見込まれる。

② 脂肪の採取、幹細胞の抽出・混合、幹細胞を混合した脂肪の自家移植という脂肪由来幹細胞を用いた軟部組織増大術の一連の工程のうち、脂肪の採取と移植については、医療行為に該当するため、これまで大学病院等、外部に依頼する必要があったが、今後は自ら開設する診療所において包括的に実施できるようになり、次のことが可能となる。

- i) 一連の工程における時間の短縮化が図られる。
- ii) 一連の工程をシステム化した安全管理体制が確立される。
- iii) 医療の現場における意見を医療機器等の開発部門に反映しやすくなる。

(3) 要件・手続等に関する意見等

本特例措置を利用して、株式会社が病院等を開設する場合、安全衛生を確保する観点から、通常の医療法人等の開設主体が開設する病院等と同様の要件（医師、看護師等の人員配置標準、手術室等の施設基準等）を満たす必要があるほか、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」（平成16年厚生労働省令第145号）に規定された構造設備、人員等の基準を満たす必要がある。

神奈川県及び横浜市は、同基準第4条に規定された高度美容外科医療を提供する場合の基準について、同条第1号には、「高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師1名以上を置いていること」とあるが、「必要な専門的知識及び経験」について内容が具体的に示されていないとしており、横浜市が実際に開設許可審査を行う際、判断に困ることが予想されるとしている。

横浜市は、今後、(株)バイオマスターから、医師の経歴及び設備内容についての連絡を受けた段階で、厚生労働省に照会することなどにより対応する予定であるとしているが、例えば医師の要件については、特定の医療経歴を一定期間以上有しているとするなど、当該基準については、あらかじめ内容が具体化されていることが望ましいとしている。

また、神奈川県及び横浜市では、株式会社の医療への参入については、医療関係者の全国団体等が明確に反対の立場を表明しており、各地域で本特例措置を利用した特区を計画しようとしても、地元の医療関係者の団体の協力を得ることが難しいため、特区の計画を見送る事態も想定されるとしており、本特例措置の利用を促進するためには、全国的なレベルで医療関係者の団体と更なる調整を行い、理解を得ることが必要と考えられるとしている。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況

(長野県)

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯等

長野県は、平成15年1月、株式会社による病院等の開設を認める特例措置の提案を行っているが、同提案においては、株式会社が開設する病院が限定された高度な医療のみを提供し保険医療機関の指定等が受けられないという条件は想定していない。

長野県では、株式会社による病院等の開設が可能となることの効果について、以下のことが期待されるとしている。

- ① 新規参入事業者の拡大による医療提供施設の確保
- ② 企業経営ノウハウの有効活用による医療サービスの質の向上
- ③ 医療に対する患者の選択の幅の拡大
- ④ 医療機関の資金調達手段の多様化

なお、長野県では、同県における人口に対する病院等数は全国的にみて高い水準にあるとはいえ、特に山間部においては後継者不足や赤字等の原因により病院等の経営が困難になっているという課題があるが、上記の提案は同県において利用することを具体的に計画したものではなく、一つのアイデアとして提案したものであるとしている。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請が行われていない理由等

長野県は、本特例措置を適用した特区計画の認定申請を行っていない理由について、次のとおりとしている。

- ① 上記のとおり、本特例措置に係る提案は、医療の質の向上及び経済活性化のための一つのアイデアとして提案したものであり、提案段階では、事業者等の具体的な利用計画はなかったこと。
- ② 長野県の提案では、株式会社が、通常の医療法人等の開設主体と同様の条件で病院等を開設可能となることを期待していたが、本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等が提供することができる医療は限定された高度な医療のみとされており、かつ、保険医療機関の指定等が受けられないこととされている。長野県内の実情を考慮すると、限定された高度な医療のみを提供し、保険医療機関の指定等が受けられない病院等の経営が成り立つだけの需要は望めないこと。

(株式会社インフォート)

株式会社インフォート（東京都新宿区）は、平成15年1月に本特例措置に係る提案（疾病予防のための検査専門病院の株式会社による経営）を行っている。

しかし、同社は、平成17年10月現在、所在が確認できず、調査を行うことはできなかった。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、24都道府県及び2政令指定都市（特区窓口又は医療担当部局）に対して、本特例措置の利用を予定している地方公共団体等の状況について照会した結果、利用を予定しているものはみられなかった。

このため、都道府県等の情報を基に、大都市圏を中心に、3地方公共団体、6病院及び2民間事業者を選定し、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、いずれも利用する予定はないとしている。

関係者の主な意見は、次のとおりである。

(愛知県)

愛知県は、同県内には、医療技術が相当高度と思われる愛知県がんセンター中央病院

や4つの大学病院が設置されており、本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等はこれらの病院と競合することとなるため、同県において本特例措置の利用を希望する事業者等は少ないと思われるとしている。

また、愛知県は、本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等は、保険医療機関の指定等を受けられないため経営が極めて困難であるとしている。

(愛知県内に所在する私立病院)

同病院は、次のような理由から、本特例措置に基づく病院等の開設を希望する事業者は、当該事業者において確立した医療技術を有し、かつ、一定の需要及び波及的利益が見込まれる者に限られるため、本特例措置に基づく病院等の開設を希望する事業者は極めて限定されるのではないかとしている。

- ① 本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等が特区において提供することのできる高度な医療のうち高度美容外科医療を除く他の医療については、医療技術の開発・普及の進展により、将来的には保険診療の対象となることが考えられる。この場合、当該医療は、株式会社が開設する病院等で提供することができる医療から外れるおそれがあるため、高額な医療用機器（例えば陽電子放射断層撮影装置等）の購入に投入した資金について回収ができなくなることが危惧されること。
- ② 高度な医療は、医療技術が一般には定着していないものであり、そうした状況で当該医療の提供を行うことは、訴訟を提起される等のリスクを負うこととなること。

(広島県内に所在する私立病院)

同病院は、本特例措置を利用するものが少ない理由として、①高度な医療を提供する病院等の開設に当たっては、医療器機等の設備整備費や専門技術を有する医師の確保のための人件費など、通常の病院等と比較して莫大な投資が必要となること、②本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等では、高度な医療のみを提供することはできても、保険医療機関の指定等を受けられないため、患者が限定され、経営的に成り立たないと思われることを挙げている。

(東京都内に所在する病院経営コンサルティング事業者)

- ① 同事業者は、高度な医療の提供については、多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要であり、本来であれば大学病院等の研究施設との連携により実施されることが想定されるものであると考えられ、本特例措置を利用し自ら病院等を開設しようとする事業者は限られるとしている。
- ② 同事業者は、次のような場合に備えて、高度な医療の開発・普及に寄与した本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等に対しては、将来的に保険医療機関の指定等を行う制度を整備するなどインセンティブを与えることが必要としている。

本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等が提供することができる高度な医療については、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものに限定されているが、医療技術の開発・普及が進むことにより、将来的には保険診療の対象となることも想定され、この場合、本特例措置に基づく保険医療機関の指定等を受けられない株式会社が開設する病院等では、保険診療の対象となる医療であっても全額患者負担の

自由診療としてしか提供できないため、既存の病院等との競争で勝ち目がなく経営が成り立たなくなる。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等について、関係者は、本特例措置に基づき株式会社が開設する病院等は、①保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと、②高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要とされることから、本特例措置に基づく病院等の開設を希望する事業者は、当該事業者において確立した医療技術を有し、かつ、一定の需要及び波及的利益が見込まれる者に限られることによるとしている。

(2) 関係者から、本特例措置の内容等に関して以下の意見等がみられた。

① 株式会社が開設する病院等は、限定された高度な医療を自由診療でしか提供できないため経営が困難であるうえ、当該医療が、医療技術の開発・普及により将来保険診療の対象となった場合には、既存の病院等においては保険診療として提供できるのに対し、株式会社が開設する病院等では依然として自由診療としてしか提供できないため、さらに経営が成り立たなくなる。

② 本特例措置を利用して株式会社が高度美容外科医療を提供する病院等を開設する場合、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」第4条（高度な技術を用いて行う美容外科医療に関する基準）第1号の規定に基づき、高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師1名以上を置かなければならないとされているが、この「必要な専門的知識及び経験」については具体的な基準が定められていないため、地方公共団体が病院等の開設許可を与える際の判断に困ることが予想される。

特例措置調査結果（927）

特例措置番号	927	
特例措置名	市町村による狂犬病予防員任命事業	
特例措置の概要	<p>狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 3 条第 1 項においては、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、当該都道府県の職員（非常勤職員でも可）で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命することとされ、同法第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 7 項及び第 9 項並びに第 21 条に規定する犬の抑留に係る事務（捕獲人（注）の指定、野犬等の捕獲及び抑留並びに処分、抑留所の管理）は、都道府県知事等の事務とされている。</p> <p>本特例措置は、狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないことから犬の抑留に係る事務を当該市町村が自ら行う必要がある場合、必要な費用を市町村自ら負担することを条件に、保健所設置市以外の市町村についても当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し当該事務を行うことを可能とするものである。</p> <p>（注）狂犬病予防員の指示に基づき野犬等の捕獲を行う者である。</p>	
提案主体	北海道新冠町【狂犬病予防特区】	
特例措置に係る特区の認定状況	1 件（新冠町【新冠町狂犬病予防特区】）	
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省
	提案主体	新冠町
	認定申請主体	新冠町
	ニーズ調査	地方公共団体 22（うち概況調査 14）
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は新冠町による 1 件であり、同町は平成 17 年 5 月に本特例措置を利用した特区計画の認定を受けている。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>【新冠町狂犬病予防特区】（新冠町）</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>ア 提案及び認定申請を行った理由</p> <p>新冠町では、競走馬の生産が基幹産業となっているが、野犬等に驚いた競走馬への被害が頻発したことから、犬の飼主への適正な指導による野犬発生の防止と野犬発見時における即時対応体制の確保が必要となっている。</p> <p>一方、新冠町を含む 5 町を管轄する北海道立静内保健所には、狂犬病予防員が 1 名</p>		

配置（ただし、平成 17 年度からは 2 名配置）されているものの、広大な管轄区域における体制としては必ずしも十分でないため、新冠町は、同町独自に狂犬病予防員を任命することが必要と考え、15 年 6 月に本特例措置を提案し、17 年 1 月に本特例措置を利用した「新冠町狂犬病予防特区」の認定申請を行い、同年 3 月 28 日に認定を受けている。

新冠町では、「新冠町畜犬取締及び野犬掃とう条例」（昭和 34 年条例第 26 号）に基づき、以前から野犬等の捕獲を実施しているが、特区の認定を受け、地域事情に精通した狂犬病予防員を同町自ら任命することにより、未登録犬の登録指導、狂犬病予防注射の接種指導について地域に根ざした効果的な実施が可能となり、飼い犬の遺棄による野犬化の防止等について、狂犬病予防対策の徹底が図られるとしている。

イ 本特例措置を適用した事業の実施状況等

新冠町では、平成 17 年 7 月に同町内在住の獣医師 1 名を狂犬病予防員（同町の非常勤職員）として任命するとともに、同町職員 2 名を捕獲人として指定している。

新冠町では、平成 17 年 9 月には狂犬病予防員及び捕獲人が、予防注射未接種の犬の飼い主に対して戸別訪問し、予防注射の接種を指導するなど、特区計画の認定を契機に、狂犬病予防法第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、それぞれ犬の登録及び予防注射に関する犬の飼い主に対する指導も併せて推進している（ただし、犬の登録及び予防注射済票の交付は、現行制度においても市町村の事務である。）。

(2) 要件・手続等に関する意見等

要件・手続等について、過剰または煩雑であるとする意見はみられなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況

該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、18 都道府県（特区窓口又は狂犬病予防対策担当部局）に対して、本特例措置の利用を予定している市町村等の状況について照会した結果、利用を予定しているものはみられなかった。

このため、都道府県等の情報を基に野犬等の捕獲件数や野犬等による被害件数等が比較的多く本特例措置の利用が見込まれる 4 市町村及びこれらの市町村を管轄下に置く 4 都道府県を選定し、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、4 市町村はいずれも利用する予定はないとしている。

地方公共団体の主な意見は、次のとおりである。

(北海道)

北海道では、以下の理由から道内の市町村における本特例措置のニーズは少ないとしている。

- ① 北海道では、「北海道畜犬取締及び野犬掃とう統制条例」（昭和 28 年条例第 131 号（注））を制定し、市町村が畜犬取締及び野犬掃とうに係る条例を制定する際の

必要な基準を示しており、同条例に基づき、北海道内のすべての市町村は、畜犬取締及び野犬掃とうに係る市町村条例を制定し、これにより各市町村自ら野犬等の捕獲を行うことが可能となっている。

このため、本特例措置を利用することによるメリットは、狂犬病予防員が、捕獲した犬の登録等の確認に係る業務を通して、狂犬病予防法第4条及び第5条の規定に基づく犬の登録及び予防注射に関する指導を徹底できることなどにとどまっている。

(注) 北海道畜犬取締及び野犬掃とう統制条例は地方分権の観点から各市町村の判断にゆだねるとの理由により平成12年4月1日に廃止されたが、市町村の条例は廃止されていない。

- ② 市町村が本特例措置を利用した場合には、捕獲した野犬等を収用するための抑留所を当該市町村内に市町村自らの責任において設置し、狂犬病予防員にこれを管理させる必要があるが、自ら抑留所を設置するほどの行政需要が存在すると判断する市町村は少数と思われる。

(北海道門別町)

門別町では、「門別町畜犬取締及び野犬掃とう条例」(昭和34年条例第9号)を制定し、これに基づき野犬等の捕獲を町自ら実施していることから本特例措置を利用することによるメリットが乏しいとしており、獣医師である狂犬病予防員を自ら任命した場合の人件費等の財政負担が生じることから、本特例措置を利用する予定はないとしている。

(青森県六ヶ所村)

六ヶ所村では、青森県の管轄保健所から車で2時間程度を要する遠隔地であることから、村民の生命、身体等を保護するため、民間事業者と野犬等の捕獲に関する作業委託契約を結び、野犬等の捕獲作業を実施している。民間事業者が捕獲した野犬等は、六ヶ所村が一時保管した後、管轄保健所の捕獲人に引き渡され、その抑留に係る事務(所有者への通知、引取手が現れない場合の処分等)は、管轄保健所が行っている。

このように、六ヶ所村は、野犬等の捕獲作業を委託により実施しているが、捕獲後の犬の抑留に係る事務までは自ら実施する必要はないとしており、本特例措置を利用する予定はないとしている。

(愛知県)

愛知県では、本特例措置を利用するには、必要な経費を市町村が負担することとされているため、狂犬病予防員の人件費を始め、捕獲器具の整備、抑留所の設置・運営を市町村自らが負担することになるが、このような負担をしてまで対応が必要なほど重大な野犬等による被害が発生している市町村があるとは考えられないとしている。

(愛知県吉良町)

吉良町は、住民からの通報等により同町の職員が捕獲用檻を設置し、野犬等を捕獲し

ており、捕獲した野犬等は、捕獲用檻に入れたまま町役場において、愛知県（動物保護管理センター）が回収に来る毎週水曜日まで保管し、引き渡している。

吉良町では、このように事実上同町が野犬等を捕獲している状況であり、新たに抑留所を設置する等の財政負担を要する本特例措置を利用する予定はないとしている。

（広島県）

広島県は、狂犬病予防員を同県の保健所及び動物愛護センターに配置しているものの、捕獲員は、同センターのみに 12 名配置しており、同センターに配置された狂犬病予防員及び捕獲人が県内全域の野犬等の捕獲業務を担当している。

広島県では、本特例措置が利用され、市町村が野犬等の捕獲業務等を実施すれば、現在よりも迅速な捕獲が可能となる利点はあるが、現在、広島県内では獣医師が不足しており各市町村に配属できる狂犬病予防員に限りがあること、また、各市町村の財政事情を考慮すると本特例措置の利用は難しいのではないかとしている。

（広島県東広島市）

東広島市では、現在、獣医師の資格を持つ職員がいないことから、本特例措置を利用する場合、獣医師の資格を持つ狂犬病予防員を配置しなければならず、また、抑留所を設置する必要が生じるが、同市のひっ迫した財政状況では、これらの財政負担をしてまで本特例措置を利用する予定はないとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等は、以下のとおりと考えられる。

- ① 本特例措置を利用する場合、狂犬病予防員の人件費、抑留所の設置費等を市町村が負担することとなるが、こうした負担をしてまで、自ら犬の抑留に係る事務を行う必要があると考えている市町村が少ないこと。
- ② 調査した 4 市町村のうち 3 市町村は、条例等に基づき、野犬等の捕獲を職員が自ら実施したり、民間事業者に委託して実施しており、実質的に本特例措置と同様の効果を上げていることから、それらの市町村にとっては本特例措置を利用することによるメリットが少ないこと。

特例措置調査結果（930）

特例措置番号		930
特例措置名		サテライト型障害者施設設置事業
特例措置の概要		<p>身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（通所のみによる支援を行うものは除く。以下、それぞれの施設を「施設本体」という。）については、入所者への適切な支援を確保するため、30人以上の定員を入所させることができる規模を有するものでなければならないなど、施設の人員、設備及び運営に関して最低限必要な基準が定められており、基準を下回る規模の施設の設置は認められていない。</p> <p>本特例措置は、施設本体の入所者の地域生活への移行を進める観点から、本来的な地域生活であるグループホーム等へ移行するための段階的な形態となるよう、入所者の支援に支障がなく、かつ、施設本体との密接な連携が確保される等の基準を満たす場合には、当該入所施設の入所者を支援するための施設であって、定員規模を4人以上20人未満とするサテライト型の障害者施設（以下「サテライト型施設」という。）の設置を可能とし、施設本体とサテライト型施設は一体のものとして取り扱うことができることとし、この場合においては、施設本体とサテライト型施設の設備及び人員の配置については、現行の施設の人員、設備及び運営に関する基準を満たすことを原則としつつ、可能な範囲で基準の緩和を行うものである。</p>
提案主体		①北海道【高齢者・障害者暮らし安心プラン】 ②千葉県【健康福祉千葉特区（拡充）】
特例措置に係る特区の認定状況		1件（北海道【小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	厚生労働省
	提案主体	北海道、千葉県
	認定申請主体	北海道
	ニーズ調査	地方公共団体 20（うち概況調査 16）、社会福祉法人等関係団体 8
	その他	社会福祉法人 1
調査結果		
1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 11 月末現在） 本特例措置に係る提案は 2 件（北海道、千葉県）であるが、本特例措置を利用した特区計画の認定件数は 1 件（北海道）である。		
2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 【小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区】 （1）実施されている事業の内容等		

ア 提案及び認定申請を行った理由

北海道は、平成 16 年 6 月、本特例措置に係る提案（障害者の入所施設について、既存の施設と一体として施設基準を満たすこと及び施設全体としての定員は増やさないことを条件に、定員要件等を緩和した小規模なサテライト型施設の設置を可能とするもの）等を盛り込んだ「高齢者・障害者暮らし安心プラン」の提案を行い、平成 17 年 1 月に本特例措置を利用した「小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区」の認定申請を行い、同年 3 月 28 日に認定を受けている。

北海道は、障害者の入所施設利用者数の都道府県人口に対する割合が全国平均と比較して高く、入所支援への依存度が高くなっているが、今後は、障害者の入所施設の機能を縮小して地域生活支援に転換し、入所者の地域生活への移行を促進することが重要であると考えて、サテライト型施設をその経過的な支援体制の拠点として活用するために本特例措置に係る提案を行っている。

北海道では、本特例措置を利用することにより、i) 地域住民から距離感のある場所に設置されていることが多い施設本体について、その機能・規模を小規模分散化したサテライト型施設の市街地への設置が可能となり、ii) 地域生活への移行を希望しているが直ちには移行できない状態にある施設入所者（直接グループホーム等に移行することに不安があり、施設の支援を引き続き希望する者など）に対する支援体制の整備が可能となり、利用者の特性や地域の実情に沿った障害者に対する地域生活の支援体制の充実が図られるとしている。

なお、北海道は、障害者の入所施設の機能を縮小して地域生活支援に転換し、入所者の地域生活への移行を促進する目標を実現するため、サテライト型施設の設置については、本特例措置の要件に加えて、北海道の方針として次の事項を示している。

- ① 定員を原則 4 人以上 7 人以下の少人数とすること。
- ② 生活の場（居住機能）と日中活動の場を分離し、原則としてサテライト型施設におけるサービスは居住機能に限定すること。
- ③ 利用期間を原則 3 年以内とすること。
- ④ サテライト型施設の設置の際には、地域における既存遊休施設等の有効活用を行うことを基本とし、大規模な整備は行わないこと。

イ 本特例措置を適用した事業の実施状況等

北海道では、上記の特区計画の認定申請に先立ち、平成 16 年 12 月に北海道内の全市町村及び障害者の入所施設を運営する社会福祉法人に対して、本特区計画の内容を周知するとともに、サテライト型施設の設置について意向聴取を行っており、その結果、2 社会福祉法人がサテライト型施設の設置の意向を示したとしている。

北海道は、当該社会福祉法人及び関係市町村と調整を重ね、下表のとおりサテライト型施設を設置し、平成 17 年 8 月から、入所者への支援を実施している。

なお、北海道は、平成 17 年 10 月末現在、特区計画の変更申請を行っており、事業実施主体として 1 社会福祉法人を追加する予定であるとしている。

表 北海道におけるサテライト型施設の概要

事業実施主体	施設種別 (定員(サテライト型 施設定員を含む。))	施設所在地 (施設本体とサテライト型 施設間の距離)	サテライト 型施設定員
社会福祉法人 A	知的障害者更生施設 (60人)	施設本体：厚田郡厚田町 サテライト型施設：石狩市 (約18km)	4人
社会福祉法人 B	知的障害者更生施設 (200人)	施設本体：伊達市 サテライト型施設：伊達市 (約8km)	7人
		施設本体：伊達市 サテライト型施設：伊達市 (約6km)	14人
	知的障害者授産施設 (100人)	施設本体：伊達市 サテライト型施設：伊達市 (約6km)	14人

(注) 北海道の「小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区」の計画書による。

また、北海道は、事業者のサテライト型施設の設置を支援するため、北海道単独事業として、「平成17年度サテライト入所施設整備事業費補助金交付要綱」を定め、同要綱に基づき既存施設を活用しサテライト型施設を設置する事業者に対して、サテライト型施設の施設改修経費等の一部を補助(補助基準額：施設取得の場合、定員1人当たり190万円、施設借上げの場合、定員1人当たり95万円)することとしている。なお、北海道では、障害者の入所施設の機能を縮小して地域生活支援に転換し、入所者の地域生活への移行を促進するため、本特区のサテライト型施設への補助金については、将来的に入所施設の定員削減を行う予定のもの、サテライト型施設からの地域生活への移行を図る体制が確保されているもの等を優先して補助採択することとしている。

(2) 要件・手続等に関する意見等

本特例措置では、サテライト型施設を設置する場合国及び地方公共団体以外の者から建物の貸与を受けても差し支えないが、この場合においても、施設本体と同様にサテライト型施設についても、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならないとされている。

調査した事業実施主体では、上記の特区内においては、耐火基準及び準耐火基準を満たす建物は、公務員住宅の払下物件、社員寮等に限られていたため、サテライト型施設に用いる物件の選定に苦勞したとしており、市街地におけるサテライト型施設の設置拡大のためには、既存の民間建物の活用が必要であり、当該耐火基準及び準耐火基準を緩和することが望ましいとしている。

ちなみに、後述の千葉県の特例措置の提案においても、当該耐火基準及び準耐火基準

の緩和について盛り込まれていた。

(注) 特例措置 915「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」により、地方公共団体が、平屋建ての社会福祉施設等(本特例措置 930 の対象である障害者の入所施設を含む。)について、専門家等の意見を踏まえ、次に掲げる事項のいくつかを組み合わせて総合的に判断し、必要な安全性を有すると認めたときは、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。

- ① スプリンクラーの設置又は天井等の内装材などに燃えにくい材料を使用する、若しくは調理室等火災が発生しやすい箇所を防火区画とするなど、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造とすること。
- ② 避難口の増設や避難路において搬送が容易に行えるよう、十分な幅員を確保するなど円滑な救助が可能となる構造であること。
- ③ 非常警報設備等の設置による、火災の早期発見・通報の体制の整備、避難訓練の実施回数の増加や配置人員の増員等の防火管理体制の強化がなされていること。
- ④ 消防活動を円滑に行うことができること。
- ⑤ その他利用者の安全を確保するために必要な措置。

なお、特例措置 915 は、平成 18 年 4 月 1 日に全国展開される予定である。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況

(千葉県)

(1) 本特例措置に係る提案をした経緯等

千葉県では、こども、高齢者、障害者等の誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるための健康福祉施策を推進しており、平成 15 年 4 月、特例措置 906「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」(知的障害者及び知的障害児が、指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所を利用することを可能とするもの)を利用した「健康福祉千葉特区」の認定を受けている。

また、千葉県は、平成 14 年度以降の毎年度、今後の県政運営における重点施策を盛り込んだ「ちばアクションプラン」を策定しているが、平成 15 年 8 月に開催された「ちばアクションプラン策定作業部会」(注)において、障害者の入所施設を小規模化し地域社会の中で運営することを求める意見が提出された。

(注) ちばアクションプラン策定作業部会とは、同アクションプランに取り入れる保健福祉関係施策について検討することを目的とした、一般応募の民間人 10 名程度で構成される会議である。

千葉県は、当該意見を受けて、検討を重ねた結果、平成 16 年 6 月、本特例措置に係る提案等を盛り込んだ「健康福祉千葉特区(拡充)」の提案を行っている。

(2) 本特例措置を適用した特区計画の認定申請が行われていない理由等

千葉県では、本特例措置に係る提案に先立ち、平成 16 年 6 月 3 日から同年 12 月までの間、千葉県内の障害者の入所施設の施設長 5 名及び県担当者 3 名を構成員とする「障害者施設(入所施設)におけるサテライト事業検討会」を設置し、同検討会を通じて千葉県内の障害者の入所施設を運営している社会福祉法人等に対して当該特例措置を利用したサテライト型施設の設置の意向の有無を聴取しており、その際 3 社会福祉法人において設置の意向があることを確認したとしている。

ただし、千葉県では、厚生労働省の予算概算要求に関する資料（平成 16 年度及び 17 年度予算の概算要求に係るもの）において、本特例措置に係る提案を利用したサテライト型施設と類似のサテライト型障害者施設の設置について予算要求事項に挙げられていたことから、上記の社会福祉法人等に対する意向聴取の際に、提案する特例措置を利用したサテライト型施設についても社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金（注）の対象に加えられることを前提として説明を行ったとしている。

（注） 社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金とは、地方公共団体や社会福祉法人等が社会福祉施設の整備をする場合に、原則として、国がその費用の 2 分の 1 を負担（補助）し、都道府県（政令指定都市及び中核市を含む。）が 4 分の 1 を負担（補助）する制度である。

しかし、平成 17 年 1 月に、千葉県が、厚生労働省に対し本特例措置により設置が可能となるサテライト型施設が社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の対象施設に含まれるかについて照会した結果、サテライト型施設については、同負担（補助）金の対象施設に該当しないことが判明したため、その旨をサテライト型施設の設置の意向を有していた 3 社会福祉法人に対し連絡している。

千葉県では、いずれの社会福祉法人も、同負担（補助）金の適用がない場合には、代替的な財政的支援がない限りサテライト型施設の設置は財政的に不可能であるとしており、また、同県も財政的に県単独の補助による対応も困難であるため、現在までに特区計画の認定申請を行っていないとしている。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、20 都道府県（特区窓口又は障害者福祉担当部局）に対して、本特例措置の利用を予定している地方公共団体等の状況について照会した結果、利用を予定しているものはみられなかった。

このため、都道府県等の情報を基に障害者の入所施設を運営している社会福祉法人等 8 関係団体及びこれらの団体が所在する 4 都道府県を選定し、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、いずれも利用する予定はないとしている。

関係者の主な意見は、次のとおりである。

（愛知県）

愛知県では、本特例措置を利用したサテライト型施設は、入所希望者の新規受入れを目的とするものではなく、既存の施設本体の定員の枠内で運用されるものであるため施設の設置による定員の増加が伴わないものであり、また、施設本体と密接な連携の下に運営されとしても、施設本体とは別の場所に設置されるものであるため、実際には運営に当たり職員配置の増員が必要となるなど施設運営者にとっては負担が増えるというデメリットがあるとしている。

（愛知県内に所在する社会福祉法人）

同社会福祉法人では本特例措置の利用が少ない理由について、事業者等は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）による制度の抜本的な見直しと、その対応に苦慮している状況であり、本特例措置を利用したサテライト型施設の設置についてまで考えが及ば

ないのではないかとしている。

(愛知県内に所在する障害者団体)

同団体では、本特例措置の利用が少ない理由として、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているため、サテライト型施設を設置した場合、本体施設の定員が減員となり、それにより使われなくなる部屋の活用という新たな課題が発生するためではないかとしている。

(京都府)

京都府では、本特例措置を利用したサテライト型施設は、施設本体の入所者を支援するために設ける施設であり、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているため、サテライト型施設の設置に伴う収入の増加が見込めない、また、サテライト型施設に常勤の職員を配置する必要が生じるなど新たな運営コストが生じるため、施設運営上のデメリットを生じるとしている。

(京都府内に所在する社会福祉法人)

同社会福祉法人では、知的障害者更生施設を運営しており本特例措置を利用したサテライト型施設の設置を検討したことがあるが、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているため、本特例措置の利用を見送ったとしている。

(広島県)

障害者自立支援法が成立し、身体障害、知的障害、精神障害の各障害種別ごとに制度が分けられている障害者福祉サービスを一元化することとされ、障害者施設についても、平成 18 年 10 月から 5 年程度の経過措置期間を経て、障害者の地域生活への移行や就労支援を強化することを目的として、施設体系の抜本的な再編や必要な規制緩和が行われることとされている。

広島県では、このような障害者福祉制度の見直しの動きについては、平成 16 年 12 月に厚生労働省から都道府県や関係団体に周知されていることから、事業者等においては、本特例措置を利用したサテライト型施設の設置について検討することなく、見直しの動向を見守っている状況にあると考えられるとしている。

(広島県内に所在する障害者団体)

同団体では、次の理由から本特例措置の利用が少なくなっているとしている。

- ① 事業者がサテライト型施設の設置を希望しても、設置資金の目処が立たないこと。
- ② 障害者自立支援法による障害者福祉制度の見直しの中で、入所施設については、i) 障害の程度が重度の者で集団生活を要する者を対象とする入所施設、ii) 障害の程度が重度の者で入浴、排泄、食事等の介護が必要だが集団生活までは要しない者を対象とするケアホーム、iii) 障害の程度が軽度の者を対象とするグループホームに再編されることが示されている。これらの施設のうち新たに制度化されるケアホームが、本特例措置を利用したサテライト型施設と類似したものになることが考えられること(ただし、ケ

アホームの対象は、知的障害者及び精神障害者とされており、身体障害者について対象とするか否かは検討中とされている。また、ケアホームの定員など、施設の人員、設備及び運営に関する具体的な基準は今後示される予定である。)

(東京都内に所在する障害者の全国団体)

同団体では、本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由について、次のとおり説明している。

- ① 本特例措置を利用して、入所施設を施設本体とサテライト型施設とに分散した場合には、施設本体1か所での場合と比較し、入所者が同数であっても、運用に係るコスト(入所者の支援に要する職員体制、施設の光熱費等)が割高になってしまうため施設運営上のデメリットが生じる。
- ② 障害者福祉関係者では、障害者自立支援法による障害者福祉制度の見直しが最大の関心事項であり、同法による見直しを踏まえた上で、次の事業展開を検討することになっているものが大多数であると考えられる。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等は、以下のとおりと考えられる。

- ① サテライト型施設の設置に当たっては、施設の整備や職員の確保等、施設の運営に要する新たな費用が生じるが、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているため、収入の増加が見込まれず、施設運営上の支障が生じる。このため、財政基盤の弱い事業者にとっては、国等からの財政支援がない場合、サテライト型施設を設置することが困難であると考えられること。
- ② 障害者自立支援法により、障害者施設体系について、平成18年10月から5年程度の経過措置期間を経て、抜本的な見直しが行うことが予定されており、事業者等が本特例措置を利用したサテライト型施設の設置について検討することなく、見直しの動向を見守っている状況にあると考えられること。

(2) 本特例措置では、サテライト型施設を設置する場合、国及び地方公共団体以外の者からの建物の貸与を受けても差し支えないが、この場合においても、施設本体と同様、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない(平屋建てについては、特例措置915「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」により、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、地方公共団体が安全性を有すると総合的に判断した場合には、当該耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。)

これについて、関係者から、当該耐火基準及び準耐火基準を満たす建物は公務員住宅の払下物件や社員寮等に限定され、サテライト型施設として貸与を受ける建物の選定に苦勞したことから、市街地におけるサテライト型施設の設置拡大のために、当該耐火基準及び準耐火基準の緩和が望ましいとの意見がみられた。

特例措置調査結果（1007）

特例措置番号	1007	
特例措置名	特定漁港施設運営高度化推進事業	
特例措置の概要	<p>民間事業者の申請に基づき漁港管理者が選定した事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合にあつては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第1項（行政財産の処分等の制限）の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第1項（行政財産の管理及び処分）の規定及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条第1項（漁港施設の処分の制限）の規定にかかわらず、当該事業者に対し行政財産である「特定漁港施設（注）」を貸し付けることができるようにするものである。この場合、民法（明治29年法律第89号）第604条（賃貸借の存続期間）並びに借地借家法（平成3年法律第90号）第3条及び第4条（賃貸借の存続期間等）の規定は適用しないこととするものである。</p> <p>（注）構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第21条第1項に規定された、漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の漁港施設。</p>	
提案主体	山口県・下関市【下関地区水産業活性化特区】	
特例措置に係る特区の認定状況	1件（山口県・下関市【下関地区水産業活性化特区】）	
調査対象機関	規制所管省庁	農林水産省
	提案主体	山口県・下関市
	認定申請主体	山口県・下関市
	ニーズ調査	地方公共団体 27（うち概況調査 20）
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（山口県・下関市）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は1件（山口県・下関市）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【下関地区水産業活性化特区】（山口県・下関市）</p> <p>ア 提案及び認定申請を行った理由及び特区の概要等</p> <p>下関市では、漁業の不振や量販店への対応の遅れ等から市場機能の低下が著しいため、漁港管理者である山口県が、一定の要件に該当する民間事業者（卸売業者）に対して、特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の漁港施設）を長期間貸し付けることによって、民間事業者自らの裁量</p>		

による施設整備や管理運営を促進し、漁港における水産物流通の効率化や衛生管理の高度化を図ろうとする目的で、山口県と下関市が共同で本特例措置の提案を行い、平成16年12月8日に認定を受けている。

イ 本特例措置を適用した事業の実施状況

山口県は、下関唐戸魚市場株式会社との間で特定漁港施設の貸付けに係る下記①の契約を締結しており、同社は下記②の施設を整備し、平成17年8月29日から、事業を実施している。

① 賃貸借契約の概要

- ・ 契約締結日：平成17年3月1日
- ・ 賃貸借施設：下関漁港（本港）内の山口県所有の卸売場
（鉄骨及び鉄筋コンクリート造、1,908 m²）
- ・ 貸付期間：10年間（平成17年3月1日～27年2月28日）
- ・ 貸付料：貸付施設に係る卸売の金額の1,000分の3

② 貸付けを受けた特定漁港施設における下関唐戸魚市場株式会社による施設の整備状況

- ・ 5 t 角形活魚水槽 10 基
- ・ 5 t 型セリ用活魚水槽 2 基
- ・ 3 t 型活魚水槽（販売用） 1 基
- ・ 2 t 型活魚水槽（販売用） 3 基
- ・ 詰所、簡易倉庫 各 1 棟

(2) 要件・手続等に関する意見等

要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況

該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、25 都道府県（特区窓口、漁港担当部局等）に対して、本特例措置の利用を予定している地方公共団体（漁港管理者等）の状況について照会した結果、本特例措置の利用を予定しているものはみられなかった。

このため、都道府県等の情報を基に、漁港施設の整備を行っている漁港管理者等7 地方公共団体（5 都道府県、2 市町村）を選定し、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、いずれも利用する予定はないとしている。

地方公共団体の主な意見は、次のとおりである。

[地方公共団体]

（北海道）

北海道は、道内の漁港（漁港管理者はすべて北海道）において、漁業協同組合が高度な衛生管理や高水準の鮮度保持などを図るため、既に主に秋サケ、ホタテ、牡蠣を対象

として、安全、安心な水産物を供給する体制を構築しつつあり、今後も、漁業協同組合が中心的な役割を果たし地域の実情に応じた取組を展開していくものと考えられるため、本特例措置の利用予定は現在のところないとしている。

(宮城県、石巻市)

石巻漁港では、市場開設者である石巻市が、漁港管理者である宮城県から用地の占用許可を受け、超低温冷蔵施設、排水処理施設等各種施設を自ら整備している。石巻市は、それらの用地については、当該占用許可の条件により目的外の用途による第三者への転貸等を制限されており、卸売業者等の民間事業者へ貸し付け、当該民間事業者の裁量で施設を設置及び運営させることは困難であることから、本特例措置の活用はできないとしている。

また、石巻漁港の漁港管理者である宮城県は、水揚量の減少等水産業界を取り巻く厳しい環境から、県内に本特例措置を利用して新規の事業を行おうとする意欲のある民間事業者は現在のところみられないとしている。

(愛知県)

愛知県は、次の理由から本特例措置の利用の予定はないとしている。

- ① 愛知県内の漁港（県管理漁港 11、市町管理漁港 23）では、本特例措置の貸付対象となる行政財産として用地があるが、その用地には、既に各漁業協同組合が、漁港管理者の定める漁港施設用地の利用計画に基づき、漁港管理者の占有許可（県管理漁港の場合は許可期間 3 年）を受け、荷さばき所などの漁港施設を設置しているので、現在のところ貸付けが可能な場所はない。
- ② また、愛知県内の漁港においては、各漁業協同組合が生産から卸売まで一貫して行っており、新規の事業を行おうとする民間事業者がみられない。

(広島県)

広島県は、小規模漁港では、水揚量も伸びていないことから、民間事業者が多額の出資により漁港設備の機能を高度化したとしても、出資に見合った利益は望めず、また、市場が活性化するとは考え難いことから、本特例措置の利用予定はないとしている。

(長崎県平戸市)

平戸市では、平成 17 年 9 月に本特例措置を利用した「^{いきつき}生月地区水産業活性化特区」（長崎県が漁港管理者である生月漁港における「海の駅整備事業」（流通・直売施設等の整備事業）及び「陸上養殖事業」（陸上で水槽を利用したトラフグ養殖事業））の認定申請を検討していたが、本特例措置を利用して貸付けを受けようとする海の駅整備事業及び陸上養殖事業に係る施設が本特例措置の対象施設とされていなかったことから、申請を見送り、対象施設等の見直しを行い再度検討することとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等について、関係者は、①市町村や漁業協同組合が漁港管理者から貸付けの対象となる漁港用地を借り受けて、自ら使用する水産

関連施設を設置している等のため、民間事業者への貸付けが可能な用地・施設が少ないこと、②水揚量の減少等水産業界を取り巻く厳しい環境や、漁業協同組合がそれぞれ地域の実情に応じ水産物の供給体制の構築等を行っていることから、本特例措置を利用して新規事業を行おうとする民間事業者がみられないこと、③水揚量が伸びていない小規模漁港においては、民間事業者が多額の出資を行い設備の高度化を図ったとしても、出資に見合った利益を望むことができず、市場が活性化するとは考え難いことによるとしている。

特例措置調査結果（1008）

特例措置番号	1008	
特例措置名	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	
特例措置の概要	<p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号。以下「家畜排せつ物法」という。）及び家畜排せつ物法施行規則（平成 11 年農林水産省令第 74 号）の平成 16 年 11 月の本格施行により、一定の頭羽数以上（牛・馬 10 頭以上、豚 100 頭以上、鶏 2,000 羽以上）の家畜を飼育する者は、不浸透性材料の床で築造し、覆い及び側壁を設けた、たい肥舎その他の施設（以下「管理施設」という。）において家畜排せつ物を管理することなどの基準（以下「管理基準」という。）を遵守することが義務付けられている。</p> <p>本特例措置は、一定の要件（環境への悪影響がないと認められるなど）に該当するとして認定を受けた特区内において、青少年の健全な育成を図ることを目的として、上記の家畜を飼育する者が昆虫を飼育しこれを無償で譲与することに利用される家畜排せつ物（ただし、管理基準に従って 3 か月以上管理された固形状のものに限る。）については、環境影響調査を年 1 回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととするものである。</p>	
提案主体	内田龍司〔福岡県久留米市在住〕【久留米カブトムシ特区】	
特例措置に係る特区の認定状況	1 件（久留米市【久留米カブトムシ特区】）	
調査対象機関	規制所管省庁	農林水産省
	提案主体	内田龍司〔久留米市在住〕
	認定申請主体	久留米市
	ニーズ調査	地方公共団体 22（うち概況調査 19）、畜産関係団体等 17（うち概況調査 14）
	その他	昆虫飼育業者等 9
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成 17 年 11 月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は 1 件（内田龍司〔久留米市在住〕。以下「提案者」という。）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定は 1 件（久留米市）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p style="padding-left: 2em;">【久留米カブトムシ特区】（久留米市）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 特区の概要等</p> <p style="padding-left: 4em;">提案者は、酪農業を営む傍ら、20 年以上にわたって、青少年の健全育成に寄与することを目的に家畜排せつ物（牛糞のたい肥）を利用して飼育したカブトムシを全国</p>		

の小学校、幼稚園等は無償で譲与してきた。

しかし、家畜排せつ物法及び同法施行規則の本格施行（平成 16 年 11 月）に伴い、家畜を飼育する者が家畜排せつ物を管理施設外で保管（野積み）することが規制されることになったため、家畜排せつ物を利用してカブトムシを飼育し、無償で譲与することができなくなることとなった。

このため、提案者は、一定の基準（注）を満たし、その目的が公益上有意義とされる場合に限り、家畜排せつ物法による規制の例外を認め、管理施設外で保管された家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業を継続して行えるよう提案したものである。

（注） 管理基準に従って 3 か月以上管理された物を利用すること、また、定期的な地質調査による土壌汚染の監視などである。

イ 本特例措置を適用した事業の実施状況

提案者は、本特例措置の適用を受け、以前と同じ方法で引き続きカブトムシの飼育事業を行っており、平成 17 年度はカブトムシの幼虫約 1 万匹を飼育し、久留米市内の小学校等のほか全国の小学校等は無償で譲与している。

(2) 要件・手続等に関する意見等

要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況

該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、21 都道府県（特区窓口、畜産担当部局等）、17 畜産関係団体等に対して、本特例措置の利用を予定している市町村や畜産農家等の状況について照会した結果、本特例措置の利用を予定しているものはみられなかった。

このため、都道府県等の情報を基に、カブトムシ等の昆虫飼育が行われている地域などの 3 地方公共団体、3 畜産関係団体等を選定し、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、いずれも利用する予定はないとしている。

関係者の主な意見は、次のとおりである。

[地方公共団体]

(栃木県)

栃木県では、カブトムシやクワガタムシ等の昆虫を飼育する場合、おがくずや木の皮等を利用することが一般的な方法であり、牛糞などの家畜排せつ物を利用することはないとしている。

(広島県)

広島県では、畜産農家にとって、畜産経営を成り立たせることが重要であり、経済面で余力がないことから、本特例措置を利用して飼育した昆虫を無償で譲与することは、昆虫飼育に関して非常に関心がある者であるか、又は、青少年の健全な育成を図

ることによほどの熱意がある者に限られるため、本特例措置を利用して昆虫を飼育する畜産農家はほとんどいないとしている。

(富山県立山町)

立山町内には、家畜排せつ物法施行規則第1条の管理基準が適用される農家が4軒存在するが、いずれも家畜排せつ物法及び同法施行規則の本格施行に伴い、たい肥舎を設置し環境への配慮に努めており、あえてこれに逆行することとなるたい肥の野積みによる昆虫の飼育を行うことは考えられないとしている。

また、立山町では、村おこしのための地元の有志で組織する団体が平成7年からカブトムシの飼育・販売を行っており、15年4月には生産・販売拠点となる「昆虫王国立山～立山自然ふれあい館～」を建設するなど、地域ぐるみでカブトムシの飼育販売に取り組んでいる。カブトムシの飼育において、当初は畜産農家が排出する牛糞のたい肥を利用していたが、害虫の発生により飼育方法として適さないこと等から利用を取りやめ、その後は広葉樹のおがくずを利用しているとしている。

[畜産関係団体等]

(社団法人栃木県畜産協会)

同協会は、本特例措置の利用が少ない理由について、家畜排せつ物を利用した昆虫飼育は一般的ではないことが考えられるとしている。

(社団法人広島県畜産協会)

同協会では、本特例措置については、飼育した昆虫の有償譲渡は認められないことから、畜産農家にとっては関心がないものとなっていると考えられるとしている。

(全国農業協同組合連合会三重県本部)

同組合は、本特例措置の利用が少ない理由について、畜産農家は、本業以外に、本特例措置を利用した昆虫の無償譲与を目的とする昆虫飼育事業を行うほどの労働力の余力がないことが考えられるとしている。

また、カブトムシ等の飼育を行っている昆虫飼育業者等9者に対して、カブトムシ等の昆虫の飼育方法等について照会した結果、次表のとおり、家畜排せつ物を利用したカブトムシ等の飼育は一般的ではないとみられる。

表 昆虫飼育業者等に対する昆虫の飼育事業等についての照会結果

照会先	区分等	照会結果
昆虫飼育業者 (A 有限会社)	大手小売業者 a の取引業者	A社では、過去に牛糞のたい肥を使ってカブトムシを飼育したが、成功しなかった。現在は粉碎した椎茸栽培のほだ木の廃材（以下「椎茸廃材」という。）を使用してカブトムシを飼育している。
昆虫飼育業者 (B 株式会社)	大手小売業者 b の取引業者	B社が契約しているカブトムシの業者は、一般的に椎茸廃材を使用してカブトムシを飼育している。牛糞のたい肥は、栄養価が高く、その中で幼虫を飼育できないわけではないが、発酵段階で出る熱が高いと幼虫が育たないので、牛糞等の家畜排せつ物を利用したカブトムシ等の飼育は一般的ではないと考えられる。

昆虫飼育業者 (C株式会社)	大手小売業者 cの取引業者	C社では、クヌギ等広葉樹の朽木を粉碎したものに各種栄養を加えたものを利用してカブトムシを飼育している。牛糞のたい肥を栄養として一部混入させる方法は考えられるが、牛糞等の家畜排せつ物を主としたカブトムシ等の飼育方法は一般的でないと考えられる。
昆虫飼育業者 (D株式会社)	同上	D社では、カブトムシの飼育に当たっては、椎茸廃材を多く使用している。牛糞等のたい肥は、栄養価が高いため、これらにブレンドすれば効果があると考えられるが、牛糞等の家畜排せつ物を利用したカブトムシ等の飼育は一般的ではないと考えられる。
昆虫飼育業者 (E株式会社)	同上	E社は、カブトムシを少量飼育しているが、専門業者から購入した木材を使って飼育している。牛糞等の家畜排せつ物を利用した昆虫飼育の例は知らないが、牛糞にわらを混ぜ何か月もおいて腐葉土化したものであれば飼育が可能ではないかと考えられる。
昆虫飼育団体 (Fシルバー人材センター)	全国カブトムシサミット主催団体	Fシルバー人材センターでは、平成3年以降カブトムシの飼育事業を実施しているが、カブトムシの飼育に当たっては、木材を利用しており、牛糞を利用している者はいない。
昆虫飼育者(G氏)	上記Fシルバー人材センターからの紹介者	G氏は、3年前まで3年間牛糞によるカブトムシの飼育を行って見たが、次の理由でカブトムシが思うように育たなかったことなどから、現在、椎茸廃材を使用してカブトムシの飼育を行っている。 ① カブトムシは、牛糞から栄養を得るが、最近の牛は添加物配合飼料を食べるため、牛糞の中にも添加物が混入するので、カブトムシに悪い影響を与えると考えられる。 ② 牛糞を雨ざらしのままにしておくと、近隣住民から苦情が寄せられるので、ビニールシートをかけていたが、牛糞に雨が当たらないとアンモニアが抜けないので、カブトムシの成育に適さない。
昆虫飼育者 (知的障害者授産施設H園)	上記A有限会社からの紹介	H園では、カブトムシの産卵には、クヌギの木を使用しているが、平成4年頃から近所の酪農家から牛糞を貰い受け、幼虫の飼育に利用している。
昆虫飼育者 (知的障害者授産施設I園)	上記知的障害者授産施設H園からの紹介	I園では、椎茸廃材を使用してカブトムシの幼虫(年平均6千匹)を飼育している。 なお、幼虫の段階で業者に売却している。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等について、畜産関係者及び昆虫飼育に詳しい関係者は、次のことを挙げている。

- ① 畜産関係者は、一般的な畜産農家にとっては、畜産経営が厳しい状況の中で、昆虫飼育を行う経済面や労働力の余力がないため、本特例措置を利用した昆虫飼育事業は、昆虫飼育に関心を持ち、青少年の健全な育成を図ることに熱意がある者に限られるのではないかとしている。
- ② 牛糞のたい肥等の家畜排せつ物を利用したカブトムシ等の昆虫飼育を継続して行っている例はほとんどなく、昆虫飼育に詳しい関係者は、カブトムシ等の昆虫飼育においては、通常、椎茸廃材やクヌギを利用して行っており、家畜排せつ物を利用する方法は一般的ではないとしている。

特例措置調査結果（1009）

特例措置番号	1009	
特例措置名	自然エネルギー発電事業	
特例措置の概要	<p>国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「国有林野法」という。）第7条第1項及び「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」（平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通達。以下「13年林野庁通達」という。）4により、これを貸付け又は使用させること（以下「貸付け等」という。）の要件が定められており、民間事業者が一般電気事業者（以下「電力会社」という。）への売電を目的として自然エネルギー（風力、太陽光、水力等）を利用した発電の用に供する場合には、5ha（ヘクタール）を超える貸付け等は認められていない。</p> <p>本特例措置は、地方公共団体が、自然エネルギーを利用した発電に特に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め、特区の認定を受けた区域において、民間事業者が電力会社への売電を目的として行う発電の用に供する場合については、国有林野の用途又は目的を妨げない限度において、国有林野法第7条第1項第1号の公益事業の要件に該当するものとして、有償により5haを超える国有林野の貸付け等を受けることができることとするものである。</p>	
提案主体	青森県【環境・エネルギー産業創造特区】	
特例措置に係る特区の認定状況	1件（青森県【環境・エネルギー産業創造特区】）	
調査対象機関	規制所管省庁	農林水産省
	提案主体	青森県
	認定申請主体	青森県
	ニーズ調査	地方公共団体23（うち概況調査18）、風力発電会社2
	その他	電力会社10、風力発電会社1
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（青森県）であり、本特例措置を適用した特区計画の認定件数は1件（青森県）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p style="padding-left: 2em;">【環境・エネルギー産業創造特区】（青森県）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 特区の概要等</p> <p style="padding-left: 4em;">近年、環境問題が深刻化する中で、自然エネルギーの利用を促進することに対する</p>		

期待が高まっており、国は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号。以下「R P S 法」という。）により、電力会社等に対して、電力会社等が販売する電力量に応じて新エネルギー等（注）により発電された電気を一定量以上利用することを義務付けている。

（注）新エネルギー等とは、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスを熱源とする熱等をいう。

こうした中、青森県では、平成 16 年 3 月時点で全国の風力発電量 68 万 KW のうち 16 万 KW が発電され、その量は、都道府県別の発電量で全国第 1 位である。特区計画の認定を受けようとする区域においては、風況に恵まれていることから、青森県は、これをいかした風力発電立地の促進について検討している。

しかし、風力発電立地の適地周辺には、広範囲に国有林野が存在しており、この国有林野については、国有林野法及び 13 年林野庁通達により、民間事業者が電力会社への売電を目的として自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合には、5 ha を超える貸付け等は認められていない。

これに対し、青森県では、民間事業者が、合計 32ha の国有林野の貸付け等を受けて東北電力への売電を目的とする風力発電事業を行う計画があり、風力発電機を設置するための用地として貸付け等を受ける国有林野の面積はいずれも 5 ha を超えないものの、送電線を設置するための用地として貸付け等を受ける国有林野の面積の合計が 5 ha を超えるため、当該箇所については国有林野の貸付け等を受けることができないものとなっている。

このため、青森県は、電力会社への売電を目的として民間事業者が行う自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合には、5 ha を超える国有林野の貸付け等を認める特例措置を提案するとともに、認定を受けたものである。

イ 本特例措置を適用した事業の実施状況

上記の民間事業者は、特区の認定を受けた後、東北電力による風力発電による電力（以下「風力発電電力」という。）の受入れに係る入札に参加し、落札した場合は平成 18 年 8 月には風力発電施設の建設に着手する予定であった。

しかし、風力発電電力の受入容量の制約等の理由から、風力発電電力の受入募集が行われると見込んでいた平成 17 年 8 月に東北電力による受入募集が行われず、その後も当該募集が行われていないことから、風力発電事業は進展していない状況である。東北電力による今後の風力発電電力の受入募集については未定であるが、風力発電電力の受入れは平成 13 年度から 15 年度の間毎年 1 回行われていたことから、青森県は、18 年度には東北電力による風力発電電力の受入募集が行われるとみられるとしている。

(2) 要件・手続等に関する意見等

要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況 該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

本特例措置の対象となる発電の種類は、風力発電、小水力発電、木質等バイオマス発電、太陽光発電及び地熱発電であるが、このうち風力発電以外の4つの発電については、資源エネルギー庁から聴取した結果により、以下のとおり、民間事業者が5haを超える国有林野の貸付け等を受け、電力会社への売電（発電量の50%を超える量の売電）を目的とした発電事業を行う可能性はみられない状況である。

① 小水力発電

本特例措置の対象となる小水力発電は、ダム建設を伴わない最大出力がおおむね5,000kW以下の小規模な水力発電である。これに対し、RPS法の対象となる水力発電施設は、最大出力が1,000kW以下の水路式のより小規模な水力発電施設であるため、今後、最大出力が1,000kW以上5,000kW以下の規模の水力発電施設が建設される可能性が低いことから、5haを超える土地を要する見込みは低いとみられる。また、施設規模によっては、建設費用の回収に40ないし50年を要するものもあることもあって、RPS法の対象となっている水力発電施設の事業者は、電力会社、地方公共団体、農業協同組合等が建設したものがほとんどであり、民間事業者が本特例措置の対象となる水力発電施設を建設し、事業を実施する可能性は少ないとみられる。

② 木質等バイオマス発電

本特例措置の対象となる木質等バイオマス発電は、木材等の木質バイオマス、もみ殻等の農業バイオマスを燃料とするもの等に限られ、廃棄物に木質等バイオマスが混入したものは除かれる。これに対し、RPS法に基づき電力会社が電力を受け入れているバイオマス発電の施設257施設（平成17年10月31日現在）のほとんどは、一般廃棄物又は産業廃棄物を燃料とする地方公共団体の清掃工場における発電施設であり、木質等バイオマスを燃料としている施設は16施設（6.2%）にすぎず、それらの発電施設は広大な土地を要しないことから、民間事業者が売電を目的として5haを超える土地において発電施設を建設する可能性は低いとみられる。

③ 太陽光発電

太陽光発電については、RPS法に基づき電力会社が電力を受け入れている発電施設の99%以上（平成17年3月31日現在）が住宅用太陽光発電施設で、その発電量の大部分が自家消費用として発電されており、また、発電施設も広大な土地を必要としないことから、民間事業者が売電を目的として5haを超える土地において発電施設を建設する可能性はないとみられる。

④ 地熱発電

地熱発電については、平成10年以降新たな発電施設が建設されておらず、現在ある施設の7割は電力会社の施設である。また、民間事業者の施設については、ホテル等の自家発電用として使用されており、民間事業者が売電を目的として5haを超える土地に発電施設を建設する可能性は低いとみられる。

今回、19 都道府県（特区窓口等）に対して本特例措置の利用を予定している地方公共団体等の状況について照会を行った結果、本特例措置の利用を予定している地方公共団体等は見られなかった。

このため、都道府県等の情報を基に、風力発電施設を設置している等の 5 地方公共団体、及び 2 風力発電会社を選定し、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、鹿児島県南大隅町や民間事業者において将来利用する可能性があるとしているが、それ以外はいずれも利用する予定はないとしている。

関係者の主な意見等は、次のとおりである。

[地方公共団体]

(岩手県釜石市)

釜石市及び隣接 2 市町にまたがる地域において、民間事業者が、牧場内において風力発電事業を実施し、平成 16 年 12 月以降東北電力に売電を行っている。

釜石市では、電力の自由化を見据えて、風力発電事業を民間による売電事業として利用させるだけでなく、地域の産業に役立てるための「地域産業活性化型風力発電プロジェクト」を実現させるため、今年度、地域新エネルギービジョン策定等事業（経済産業省所管の補助事業）の採択を受け、事業化の可能性調査を実施しており、将来的には事業の拡大を予定している。

しかし、東北電力では、平成 13 年度から 15 年度まで毎年 1 回、入札により風力発電電力の受入れを行っているが、16 年度及び 17 年度は風力発電電力の受入募集を行っていないなど、風力発電電力の受入容量に制約があることから、現在のところ、本事業の見通しが立っていない状況にある。

(岐阜県下呂市)

民間事業者が、平成 17 年 4 月に下呂市及び高山市に対し、両市にまたがる地域の 5ha を超える国有林野における風力発電事業計画を示し、本特例措置の申請について事前相談をしてきた。

しかし、当該風力発電事業の予定地は、岐阜県立自然公園の区域内にあり、かつ、風力発電機の建設予定地が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の規定に基づく保安林（水源涵養保安林及び保健保安林）に指定されていることから、下呂市では、①騒音を発生する風力発電施設を設置することは生活環境を守ることを目的とした保安林の目的と相違し、保安林解除が困難であると見込まれること、②風力発電機により自然公園の景観が阻害されること、③鳥（タカ類）の渡りルートがあり、自然保護の観点から当該箇所での風力発電機の建設は好ましくないこと等の理由から、両市による特区申請を行わないこととしたとしている。

(愛知県)

愛知県は、風力発電事業については、安定した風があつて設備設置にコストがあまりかからない土地が適地とされているが、これに該当する国有林野が少ないと考えられ、また、既設の風力発電施設は、一部を除き小規模なものが多く、本特例措置である 5ha 以上の面積要件を満たすような計画は少ないと考えられるとしている。

(愛知県豊田市)

豊田市は、同市内の牧場用地の一部に風力発電機3基を建設しているが、国有林野を建設地とした場合、立木を伐採し、建設用地や取付道路を新たに整備する必要がある場合があり、初期投資が多額になることが予想されるとしており、現在のところ本特例措置の利用の計画はないとしている。

(鹿児島県南大隅町)

南大隅町では、民間事業者が、同町内の2地域において風力発電施設を建設しているが、5haを超える国有林野の貸付け等を受けて風力発電施設を建設する計画はない。

一方、南大隅町では、コンサルタント事業者から、同町内に小水力発電施設の適地があることから小水力発電施設を建設してはどうかとの助言を受け、地域の活性化方策の一つとして小水力発電施設の建設の検討を開始している。

南大隅町では、水力発電事業の実施主体や水力発電施設の規模等具体的な計画内容は定まっていないとしているが、計画が具体化し、民間事業者が事業実施主体となれば、同町内には国有林野が存在することから、送電施設用地等として国有林野の貸付け等を受ける可能性があるとしている。

[民間事業者]

(大手A風力発電会社)

民間事業者が電力会社への売電を目的とした発電を行う場合、国有林野法第7条第1項第5号及び13年林野庁通達4の規定により、以前から、5ha以下の国有林野(ただし、賃借料の年額又は総額が30万円を超えない範囲)の貸付け等を受けることが可能である。A社では、平成13年ころ、5ha以内の国有林野内での風力発電事業を計画していたが、上記のとおり、貸付け等を受ける国有林野の賃借料の年額又は総額が30万円を超えない範囲であるのに対して、風力発電施設1ないし2基分で賃借料の年額が30万円を超える見込みであったため、計画を断念し、以後国有林野内における風力発電事業の検討は行っていない。

A社では、これまで、本特例措置がどのような方法で紹介されているか分からなかったため、本特例措置については承知していなかったことから、5haを超える国有林野内における風力発電事業について検討したことはないが、今後は検討していきたいとしている。

(大手B風力発電会社)

B社では、国有林野を使った風力発電事業を行っている。

B社は、①本特例措置がどのような方法で紹介されているか分からなかったため、本特例措置について承知していなかったことから、国有林野の貸付け等を受けられる範囲は、国有林野法第7条第1項第5号及び13年林野庁通達4により5ha以下又は年間賃借料が30万円以内であると認識していた、②このため、5haを超える国有林野内における風力発電事業について検討したことはないが、今後は、積極的に検討していきたいとしている。

また、電力会社に対して、風力発電電力の受入状況について照会した結果は、次表のとおりであり、平成 17 年度に風力発電電力の受入募集を行っていないものがみられる。

表 風力発電電力の受入状況に関する電力会社への照会結果

電力会社	風力発電電力の受入状況
北海道電力	北海道電力では、平成 14 年度の入札により風力発電事業者 46 社から 25 万 kW の風力発電電力の受入れを行い、それ以降は風力発電電力の受入れを行っていないが、民間事業者の要求を受け来年までに 5 万 kW の追加受入れを行う方針である（ただし、既存の 46 社の契約条件とは異なり、電力需要量が少ないときには風力発電を止めるという条件を付すことを検討している。）としている。
東北電力	東北電力では、平成 13 年度から 15 年度まで毎年 1 回、入札により風力発電電力の受入れを行っているが、16 年度及び 17 年度は風力発電電力の受入れを行っておらず、今後は状況に応じて風力発電電力の新規受入れを行っていく予定であるとしている。
東京電力	東京電力では、平成 13 年度及び 14 年度については入札により風力発電電力の受入れを行ったが、それ以降は民間事業者からの個別の相談に応じ随意契約により風力発電電力の受入れを行っているとしている。
中部電力	中部電力では、民間事業者からの個別の相談に応じ随意契約により風力発電電力の受入れを行っており、今後も同様に個別の相談に応じ随意契約により風力発電電力の受入れを行っていく予定であるとしている。
北陸電力	北陸電力では、平成 14 年度及び 15 年度については入札により風力発電電力の受入れを行ったが、それ以降は民間事業者からの個別の相談に応じ随意契約により風力発電電力の受入れを行っており、今後も随時風力発電電力の受入れを行っていく予定であるとしている。
関西電力	関西電力では、民間事業者からの個別の相談に応じ随意契約により風力発電電力の受入れを行っているとしている。
中国電力	中国電力では、民間事業者からの個別の相談に応じ随意契約により風力発電電力の受入れを行っているが、平成 17 年度は受入量を満たしているため、当該受入れを行う予定はないとしており、18 年度及び 19 年度はそれぞれ 5 万 kW の受入れを行う予定であるとしている。
四国電力	四国電力では、平成 16 年度まで風力発電電力 20 万 kW の受入れを行っているが、17 年度から新規の受入れは行っておらず、今後の風力発電等電力の受入れについては未定であるとしている。
九州電力	九州電力では、抽選方式により毎年一定規模の風力発電電力の受入れを行っているが、今後の受入れについては未定であるとしている。
沖縄電力	沖縄電力では、平成 2 年度から 16 年度まで随意契約により風力発電電力の受入れを行っているが、17 年度は受入れを行っておらず、今後の受入れについては未定であるとしている。

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等は、本特例措置の対象である風力発電、小水力発電、木質等バイオマス発電、太陽光発電及び地熱発電のうち風力発電以外の発電については、発電施設の規模等からみて、民間事業者が 5 ha を超える国有林野において電力会社への売電を目的とした発電事業を行う可能性はみられないことが考えられる。

また、風力発電事業の本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等について、関係者は、①風力発電事業においては、安定した風に恵まれ、設備コストがかからない土地が適地であるが、国有林野内においては、施設の建設に当たり、立木の伐採を伴う建設用地や取付道路の整備に係る初期投資が多額になる場合が予想されることから適地が少ないこと、②電力会社による風力発電電力の受入容量に制約があるため、事業の見通しが立たない状況にあることによるとしている。

なお、国有林野内における風力発電事業について、今後積極的に検討していきたいとしている民間事業者もある。

特例措置調査結果（1140）

特例措置番号		1140
特例措置名		競輪場の入場料無料化事業
特例措置の概要		<p>自転車競技法（昭和23年法律第209号）第6条において、競輪場で競輪を開催するときは、入場者から入場料を取らなければならないとされており、その額は、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第19条第2項において、50円以上と定められている。</p> <p>本特例措置は、地方公共団体が競輪施行者（以下「施行者」という。）として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認めて、特区計画の認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日については、入場料を無料とすることを可能とするものである。</p>
提案主体		福井市【来てみて福井けいりん特区】
特例措置に係る特区の認定状況		2件（①福井市【来てみて福井けいりん特区】、②前橋市【前橋競輪にぎわい特区】）
調査対象機関	規制所管省庁	経済産業省
	提案主体	福井市
	認定申請主体	福井市、前橋市
	ニーズ調査	地方公共団体44（うち概況調査38）、関係団体1
	その他	—
調査結果		
<p>1 特例措置の適用等の状況（平成17年11月末現在）</p> <p>本特例措置に係る提案は1件（福井市）であり、本特例措置を利用した特区計画の認定件数は、2件（福井市、前橋市）である。</p> <p>2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等</p> <p>（1）実施されている事業の内容等</p> <p>【来てみて福井けいりん特区】（福井市）</p> <p>ア 提案及び認定申請を行った経緯</p> <p>福井競輪では、長引く景気の低迷や娯楽ニーズの多様化等により、入場者数及び売上額の減少傾向が続いており、また、ファンの高齢化が進んでいることから、永続的に安定した入場者数を確保するためにも新規ファンの獲得、拡大を図ることが最優先の課題となっている。</p> <p>このような状況の下、施行者である福井市は、新賭式の導入等による新規ファン拡大のための対策や場外発売日数の拡大、さらには施設のリニューアル整備などに積極的に取り組んでいるが、抜本的な活性化対策となっていないとしている。</p> <p>このため、福井市は、本特例措置を利用して入場料を無料化して、入場しやすい環</p>		

境づくりを行うとともに、入場料を無料化する日に競輪場内で競輪ファン以外の市民も楽しめるイベントを開催することや、入場料の無料化という話題づくりにより、競輪場への集客力を高め、売上額の増加を図り、競輪事業の活性化とともに、地方自治体の財政の健全化に寄与することを目的として、本特例措置の提案・認定申請を行ったものである。

イ 事業の実施状況等

福井市は、平成 17 年 3 月に本特区の認定を受け、同年 7 月 16 日から 3 日間、競輪場の入場料を無料化し、あわせて、競輪グッズの販売、競輪選手のトークショー、地元の野菜即売会等各種のイベントを開催している。

福井市は、本特例措置を利用した事業を実施することにより期待される効果として、①集客力アップ、②競輪場のイメージアップ、③交流拠点としての地域の活性化の 3 点を挙げており、それらについて、3 日間の事業の成果を検証した結果は以下のとおりであり、一定の効果が認められるとしている。

- ① 集客力アップについては、平成 17 年度に開催した同規模かつ同レベルのレース（全 15 日）の平均と比較して、売上額は 23% 程度の増加にとどまっているものの、入場者数は 82% 増加した。
- ② 競輪場のイメージアップについては、多くの市民が参加できるイベントの実施により競輪場が誰でも安全に利用できる施設であることをアピールできた。
- ③ 交流拠点としての地域の活性化については、イベントへの地域住民の参画・参加のほか、地元商店街のマーケットの出店、日頃から競輪場施設を趣味の練習場として利用している若者のグループなどもその練習の成果を発表することで異なる年齢層の交流も深めることができた。

しかし、福井市は、イベント実施に伴う経費等を勘案すると、費用対効果の観点からは、必ずしも満足な結果が得られなかったとし、この事業の効果が一過性ではなく、今後の入場者数や売上額の増加につながることを期待しているとしている。

福井市は、本特例措置の利用が少ない理由について、競輪事業は、赤字の施行者も多く、たとえ少額とはいえ独自財源となる入場料を無料化することは、経営面で痛手となるためではないかとしている。

【前橋競輪にぎわい特区】（前橋市）

ア 認定申請を行った経緯

近年、長引く不況や公営競技離れにより、前橋競輪場の入場者数は減少し、前橋競輪場周辺のかつてのにぎわいも影を潜めている。前橋市は、平成 2 年、2 万人の収容人員を誇る全国初の全天候型ドーム競輪場「グリーンドーム前橋」の完成により、入場者は以前に比べファミリー層などは増加したものの、依然として入場者の多くは中高年者や高齢者の男性が占めており、このまま顧客の特定化、高齢化が進めば更に入場者数の減少が予想されるとしている。

グリーンドーム前橋は、競輪や大規模なイベントが開催されるメインイベントエリアのほか、サブイベントエリア、会議室、レストランを備えており、前橋市は、これらの施設の利用者や周辺公園等への来場者にも、気軽に競輪を見てもらい、新規ファ

ンの獲得につなげるとともに、入場者増による波及効果として周辺商店街や関係公共交通機関の活性化を目的として、特区の認定申請を行った。

前橋市は、入場者数を増加させるため、既に、ファンクラブ会員の入場料の無料化や無料入場クーポンの発行など、特定の入場者について入場料を無料化する方策（注）を講じているが、より効果的な方策として特区の認定申請を行ったものである。

（注） 自転車競技法第6条及び同法施行規則第19条第1項第4号によりあらかじめ競輪施行者たる地方公共団体の長が定めるものは無料入場者とすることができ、各地方公共団体の条例に基づき市長等は無料入場クーポンを持参した者など特定の入場者の入場料を無料としている。

イ 事業の実施状況等

本特例措置を利用した事業は、平成17年11月24日から27日まで開催する記念競輪において実施する予定であり、調査日（17年10月21日）現在、実施されていない。

前橋市は、上記の4日間の事業の実施状況を検証した上で、平成18年1月から、全競輪開催日を無料化することを検討したいとしている。

なお、前橋市は、本特例措置が前橋競輪場及び福井競輪場以外の競輪場において利用されていない理由について、競輪場の施行者が、①入場料の無料化を売上額を増加させる方策としてとらえていない、②入場料の無料化による入場料収入の減少を懸念しているためではないかとしている。

また、自転車競技法第6条で一般入場者から入場料を取らなければならないと規定している趣旨は、「競輪場入場料の額について」（昭和28年2月20日付け28重局第202号通商産業省重工業局長通達、各通商産業局長、全国競輪施行者協議会会長宛）において、①入場料を徴収することによって地方公共団体の財政収入の増加を図ること、②無制限な入場を抑止し、競輪場内の秩序維持を容易にすることとされているが、これについて前橋市は、現在の状況では、①入場料による抑止効果が新たな顧客の確保の阻害要素となっている、②入場料を無料とすることにより収入は減少するが、全競輪開催日を無料化することにより、入場料徴収用の機器の維持管理費及び入場担当者の人件費が減額され、これと相殺されるものと考えられるとしている。

（2）要件・手続等に関する意見等

要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。

3 提案を行ったのみで認定申請が行われていない状況 該当なし。

4 その他の地方公共団体等におけるニーズの状況

今回、6施行者において、本特例措置の利用予定の有無等について調査した結果、茨城県は本特例措置の利用を検討しているが、その他の5施行者においては、いずれも利用する予定はないとしている。

上記6施行者及び社団法人全国競輪施行者協議会の主な意見は、次のとおりである。

(茨城県)

取手競輪場において競輪を施行している茨城県は、入場者数の増加を目的として、平成16年9月から17年9月までの特別競輪等について、チラシやホームページによって無料入場クーポンを配布しているが、無料入場クーポンで入場した者は有料入場者総数の0.04%にも満たず、効果は上がっていない。

このため、茨城県は、以下の理由から、本特例措置を利用し、全競輪開催日の入場料を無料化することについて検討している。

- ① 入場料無料化事業の実施は、大きな宣伝効果があり、入場者数及び売上額の増加が期待できる。
- ② 取手競輪場では、入場料50円を徴収しており、そのために入場料徴収用の機器を設置しているが、この機器の維持管理に経費を要することから、入場料を無料化して入場料徴収用の機器を撤去した方が得策である。

(青森市)

青森競輪場において競輪を施行している青森市は、年々売上額が減少し、厳しい経営状況が続く中、新規ファン獲得のため、各種イベントの開催等を行っているが、顧客が固定化（高齢化）しファン層の拡大がなかなか進んでいない。このように顧客が特定層に固定化している現状ではあるが、青森市は、入場料を無料化することがファン層の拡大及び売上額の増加に直結することが明らかでなく、その効果が期待できないため、本特例措置の利用を予定していないとしている。

(神奈川県競輪組合)

横浜市の花月園競輪場において競輪を施行している神奈川県競輪組合（注）は、ホームページを閲覧する若年層やホームページのライブ中継を視聴しての電話投票者が花月園競輪場に多く来場するようにするため、平成16年6月から17年9月までの特別競輪等について、ホームページにおいて無料入場クーポンを発行しているが、無料入場クーポンで入場した者は有料入場者総数の0.5%程度にとどまっており、効果は上がっていない。

（注） 神奈川県競輪組合は、花月園競輪場のほか川崎、小田原両競輪場においても競輪を施行しており、このうち、花月園競輪場を調査した。

しかし、神奈川県競輪組合は、以下の理由から本特例措置の利用を予定していないとしている。

- ① 神奈川県競輪組合は、花月園観光株式会社から花月園競輪場を賃借して競輪を実施しているが、売上げの一定率を賃借料として同社に支払っていることもあり、毎年度の収支が赤字である。このような厳しい経営状況において、入場者数が多い特別競輪や記念競輪について、すべての入場者の入場料を無料化することに踏み切れない。
- ② すべての入場者に対して入場料を無料化することよりも、例えば、65歳以上の者、横浜市在住者など一部の対象者に対してのみ無料化する方法を採る方が、対象者に利得感を与え、来場の促進を図ることができると考えられる。

- ③ 入場料を無料化すると、勝者投票券（以下「車券」という。）の購入や競輪観戦を目的としない者（ホームレス等）が入場し、一般入場者に迷惑をかけることが頻繁に発生するなど場内秩序が保てないことが懸念される。

（富山市）

富山競輪場において競輪を施行している富山市は、ファン層を女性にも拡大するため、女性・カップル専用特別観覧席を設けるなどの方策を講じているが、以下の理由から本特例措置の利用を予定していないとしている。

- ① 入場者数や売上額の多寡は、人気があるGⅢ以上のレース（注）を開催するかどうかによるものが大きく、入場料を無料化することによる入場者数の増加は望めないと考えており、競輪事業収益が減少傾向にある状況において、平成17年度は競輪事業収支が赤字になることが危惧されることから、効果が期待できない入場料の無料化には踏み切れない。

（注）すべての競輪レースは、出場選手のグレードにより、GP（グランプリ）を頂点として以下、GⅠ、GⅡ、GⅢ、F1、F2に区分されている。

- ② 入場料を無料化するよりも、入場料（50円）に相当するサービス（例えば、お茶、コーヒーの支給等）の方がファンサービスとしては効果があると考えられる。

（広島市）

広島競輪場において競輪を施行している広島市は、新規ファンの獲得や売上額の増加を目的として、競輪場内における車券情報番組の放送や、各種イベントの実施などの方策を講じているが、以下の理由から本特例措置の利用を予定していないとしている。

- ① 入場料無料化事業は、入場者数の増加に伴って売上額が増加し、入場料収入分の減収を補う収益が得られる場合に一定の効果があると考えられる。

広島競輪場の入場料は50円であり、他のスポーツ観戦料等と比較しても割高感を感じる人は皆無であると考えられ、また、入場料についての苦情が生じた例もないことから、これを無料化しても、入場者数の増加は期待できず、加えて収益増が見込めるとは考えられない。

- ② 入場料を無料化した場合には、車券購入や競輪観戦を目的としない者（ホームレス等）が入場することが予想され、このことは競輪場内の秩序維持に支障をきたすとともに、地域住民の住環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

（熊本市）

熊本競輪場において競輪を施行している熊本市は、集客対策として、各種イベントの実施や、特定の日に女性やカップルについて特別観覧席への入場料を無料化するなどの方策を講じているが、現時点では、以下の理由から本特例措置の利用を予定していないとしている。

- ① 熊本競輪場の入場料収入は、売上額に対して大きいとはいえないが、確実な収入源である。このため、たとえ数日であっても入場料を無料化するためには、入場料の無料化によって入場者数が増加し、売上増の効果が上がることを示すデータが必要であ

る。

- ② イベントを実施し、その日の入場料を無料化することで、入場者数の増加が図られたとしても、イベントで集客した客については車券の購買力が低いと考えられるため、売上増の効果は期待できない。

(社団法人全国競輪施行者協議会)

社団法人全国競輪施行者協議会は、本特例措置の利用が少ないことについて、以下の理由が考えられるとしている。

- ① 入場料の徴収は、収入の確保も目的の一つである。競輪事業を取り巻く事情が変化する中で、売上げが好調なときは、入場料を徴収しなくてもよいのではないかという発想も一部でみられたが、入場者数が減少し、入場者一人当たりの車券の購入単価も下がっている現在の状況では、施行者にとって入場料は貴重な収入源であり、その重みも増している。

本特例措置を利用した入場料無料化事業については、福井市（福井競輪）においては実績があるが、前橋市（前橋競輪）においては当該実績はない。入場者数は、天候、開催する曜日、出場選手等にも左右されることから、入場料無料化事業の1ないし2回の実績だけでは、その効果が計れないこともあって、他の施行者は、福井市と前橋市による今後の入場料無料化事業の実施状況をみつつ、その効果が確認できれば、本特例措置の利用も増加すると考えられる。

- ② 入場料を徴収する目的には、競輪場内の秩序維持もある。地域の状況にもよるが、入場料を無料化するとホームレス等が入場するなど、場内の秩序が維持できないおそれがある。
- ③ 特定の開催日の入場料を無料化すると、入場料を徴収する日と徴収しない日ができ、入場者に混乱を与えたり、入場料を徴収する日には、来場者が入場料を無料にするよう要求する可能性がある。

その一方で、同協議会は、本特例措置は、新規ファンの開拓、ファンサービスの面で効果が予想され、さらに、地方の雇用対策や周辺商店の活性化など、様々な派生効果も考えられるとしている。

また、今回、全国 47 競輪場のうち、上記の福井競輪場、前橋競輪場及び上記の 6 競輪場を除いた 39 競輪場における施行者（一つの競輪場に施行者が複数存在する場合には開催日数の最も多い施行者）に対して、本特例措置の利用予定の有無について聴取した結果、いずれも具体的には利用を予定していないとしている。その主な理由は下表のとおりであり、調査した 8 施行者及び社団法人全国競輪施行者協議会が説明する理由と同様の理由が多くみられる。

表 39 競輪場の施行者への聴取結果

本特例措置の利用を予定していない理由	延べ回答数
入場料無料化事業の効果が期待できない又は効果が明らかでない。	14
入場料収入は貴重な財源である。	8
ホームレスが入場するなど場内秩序が維持できなくなる。	5
既に無料券の配布等を行っており、あまりサービス向上にならない。	3

特定の開催日の入場料を無料にすると有料の開催日におけるファン対応が難しい。	3
入場料の無料化を特例措置として実施するのではなく、法改正により実施すべきである。	3
本特例措置を承知していない。	3
その他（近隣の競輪場と歩調を合わせる必要がある、話題にのぼったことがない等）	6
計	45

(参考) 競輪以外の公営競技における入場料

区分	入場料	根拠法令	備考
競馬	中央競馬 100円以上	競馬法(昭和23年法律第158号)第4条 競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号)第4条第2項	平成17年1月、競馬法の一部改正により、競馬場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣の承認を受けた場合には、入場料の徴収を要しないものとされ、特定日において一般の人が無料で競馬場に入場できることとされた。
	地方競馬 50円以上	競馬法第4条及び第22条 競馬法施行規則第31条第2項	
競艇	50円以上	モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第7条 モーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号)第4条の2	—
オートレース	50円以上	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第9条 小型自動車競走法施行規則(平成14年経済産業省令第98号)第17条第2項	—

5 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等について、関係者は、①50円又は100円の入場料の無料化は、入場者にとって魅力的ではないこともあり、入場料の無料化による入場者数の増加や売上額の増加の効果が望めない又は当該効果が明らかでないこと、②競輪事業の収支が悪化している状況においては、施行者にとって、入場料は貴重な収入源であり、その無料化は財政上困難であることによるとしている。